

酒々井町
第9期 高齢者保健福祉計画
及び
介護保険事業計画

令和6年(2024年)4月～令和9年(2027年)3月

令和6年(2024年)3月

千葉県 酒々井町

はじめに



我が国では、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向けて高齢者人口が増加する一方、生産年齢人口の減少が加速し、高齢化がさらに進展することが見込まれています。また、令和 7 年（2025 年）には団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、介護ニーズの高い 85 歳以上人口も中長期的に増加することが見込まれています。

本町においても人口に占める高齢者の割合は上昇を続け、平成 22 年（2010 年）に 21.7%だった同割合は令和 22 年（2040 年）には 38.5%に達し、2.6 人に 1 人が高齢者となる見込みです。この間、本町においても 85 歳以上人口が増え続けると見込まれ、介護サービス需要のさらなる増加・多様化が想定されています。

このような状況を踏まえ、「第 6 次酒々井町総合計画」が高齢者福祉分野における目指すべき将来像として掲げる「高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立し、生きがいを持って自分らしく暮らせるまち」の実現に向け、令和 6 年度からの 3 年間で計画期間とする「酒々井町 第 9 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定いたしました。本計画では、「地域包括ケアシステムの構築」、「高齢者福祉サービスの充実」、「認知症対策の推進」、「高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進」の 4 つの基本目標を掲げるとともに、国の基本指針を踏まえ、「地域包括ケアシステムの構築」、「町民自らが取り組む健康づくりの推進」、「介護サービス基盤の計画的な整備」、「介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」の 4 つを重点施策に据えています。この計画に基づき、高齢者福祉・介護保険事業の円滑な運営に取り組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました酒々井町高齢者保健福祉計画推進懇談会の委員の皆様、また、アンケート調査へのご協力をはじめ貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年（2024 年）3 月

酒々井町長 小坂 泰久

目次

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の背景と目的 | 2 |
| 第2節 計画の位置づけ | 3 |
| 1. 法令等の根拠 | 3 |
| 2. 関連計画との関係 | 3 |
| 3. 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり | 4 |
| 4. 計画の期間 | 5 |
| 5. 計画策定の体制 | 5 |
| 6. 介護保険制度改正の経緯と第9期計画の基本指針のポイント | 6 |
| 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 | 9 |
| 第1節 統計データからみる高齢者等の現状 | 10 |
| 1. 人口と高齢者数 | 10 |
| 2. 世帯の状況 | 12 |
| 3. 要介護認定者数の状況 | 13 |
| 第2節 アンケート調査結果からの課題 | 14 |
| 1. アンケート調査の実施概要 | 14 |
| 2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な結果 | 15 |
| 3. 在宅介護実態調査の主な結果 | 21 |
| 第3節 第8期計画の重点施策の振り返り | 25 |
| 第4節 各種調査からみえる酒々井町の課題 | 26 |
| 第3章 本計画の基本方向 | 27 |
| 第1節 施策体系 | 28 |
| 1. 施策の全体像 | 28 |
| 2. 将来像 | 29 |
| 3. 重点施策 | 29 |
| 4. 分野別基本目標 | 30 |
| 第2節 地域包括ケアと日常生活圏域について | 31 |
| 1. 地域包括ケアの推進 | 31 |
| 2. 日常生活圏域 | 32 |
| 第4章 高齢者保健福祉計画 | 33 |
| 第1節 地域包括ケアシステムの構築 | 35 |
| 1. 地域包括ケアシステムの充実 | 35 |
| 第2節 高齢者福祉サービスの充実 | 40 |
| 1. 在宅支援 | 40 |
| 2. 移動支援 | 48 |
| 3. 健康維持 | 53 |
| 4. 介護予防 | 60 |
| 5. 安全対策・安否確認 | 62 |
| 第3節 認知症対策の推進 | 65 |
| 1. 認知症施策 | 65 |

| | | |
|------------|----------------------------------|------------|
| 第4節 | 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 | 68 |
| 1. | 就労支援 | 68 |
| 2. | ボランティア活動・社会参加の促進 | 70 |
| 第5章 | サービス事業の実態と総給付量の見込み | 79 |
| 第1節 | 事業量・事業費の推計の流れ | 80 |
| 第2節 | 事業量・事業費の推計 | 81 |
| 1. | 第1号被保険者数の推計 | 81 |
| 2. | 要支援・要介護認定者数の推計 | 82 |
| 3. | 介護保険事業のサービス体系 | 83 |
| 4. | 施設サービス利用者の実績・推計 | 84 |
| 5. | 居宅サービス・介護予防サービス利用者の実績・推計 | 86 |
| 6. | 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス利用者の実績・推計 | 94 |
| 7. | 居宅介護支援サービス・介護予防支援サービス利用者の実績・推計 | 98 |
| 8. | サービスの総括表及び総給付費見込み | 99 |
| 9. | 標準給付費見込み | 99 |
| 10. | 地域支援事業費 | 100 |
| 第3節 | 介護保険料について | 101 |
| 1. | 介護保険料基準額の算定 | 101 |
| 2. | 所得段階別の介護保険料 | 102 |
| 第6章 | 計画の推進に向けて | 103 |
| 第1節 | 計画の進行管理と評価 | 104 |
| 第2節 | 関係機関等との連携 | 105 |
| 1. | 保健・医療・福祉の連携 | 105 |
| 2. | 町の関係部・課の連携 | 105 |
| 3. | 住民・地域関係団体との連携 | 105 |
| 資料編 | | 107 |
| 資料1 | 計画策定経過 | 108 |
| 資料2 | 懇談会設置要綱 | 109 |
| 資料3 | 懇談会参加者名簿 | 110 |

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

高齢化が進み、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による離職が社会問題となる中、介護を社会全体で支えることを目的に平成12年度（2000年度）に創設された介護保険制度は、高齢化率の上昇、要介護高齢者の増加とそれに伴う介護給付費の増加、認知症高齢者の増加など、様々な社会情勢の変化に合わせて見直しが続けられながら、社会に不可欠な制度として定着しました。

この間、介護保険法に基づく介護保険事業計画は第6期計画（平成27～29年度）において「地域包括ケア計画」と位置付けられ、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることを目指した「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。さらに第7期以降の計画は地域包括ケアシステムの深化・推進により、高齢者のみならず、障がい者や子どもを含めたすべての人を対象とした「地域共生社会」の実現を目指すものとなっています。

本町においては、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とした「酒々井町 第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において『健康でいきいき！ともに支え合い安心して住み続けられるまち酒々井』を基本目標に掲げ、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の充実に努めてきました。

第9期となる本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）を計画期間中に迎え、本町においても今後は介護需要が高い85歳以上の人口の増加ペースが加速することが見込まれています。また、その先の令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となることで現役世代（15～64歳）の人口割合が低下し、本町では高齢者1人を1.5人の現役世代が支える計算になります。

人口構成、社会動向が大きな転換点を迎える中、変化に対応するためこれまでの施策の取組状況やその分析による今後の課題、調査に基づく高齢者の実態やニーズを踏まえたうえで令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする「酒々井町 第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、中長期的な視点を取り入れた今後3年間の目標と施策を定めるものとします。

第2節 計画の位置づけ

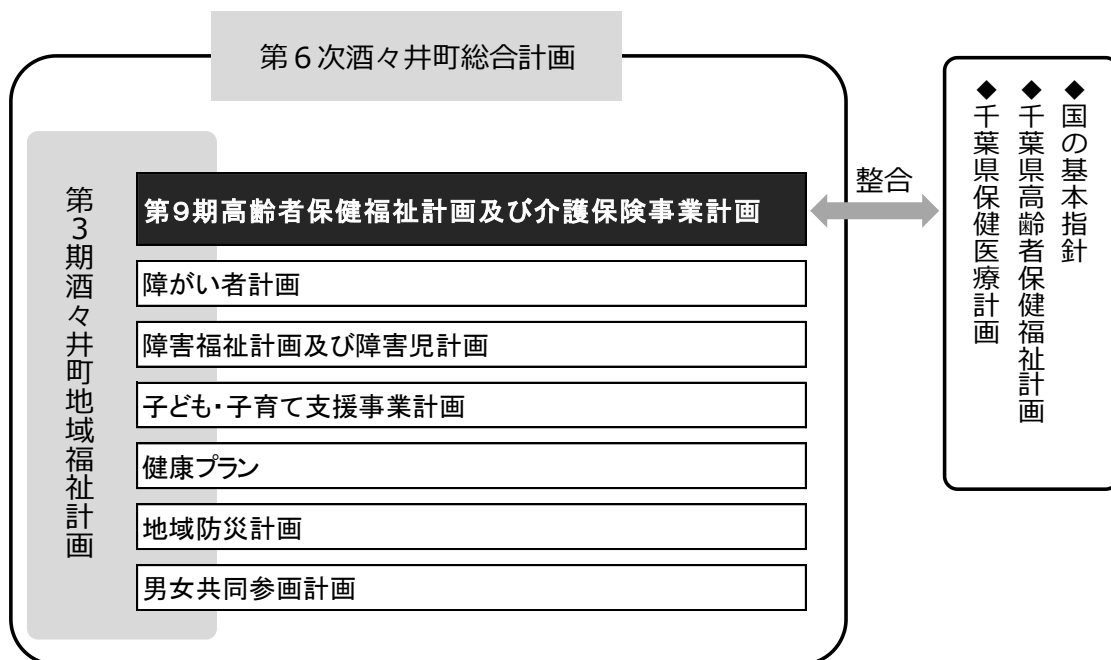
1. 法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられ、本町ではこれら2つの計画を一体的に策定します。

| | |
|--------------------|---|
| 老人福祉法 第20条の8第1項 | 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。 |
| 介護保険法 第117条第1項 | 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。 |

2. 関連計画との関係

本計画は、「第6次酒々井町総合計画」に基づく分野別計画に位置付けられるとともに、地域福祉の基本計画である「酒々井町地域福祉計画」を踏まえ、本町における高齢者の保健・福祉に関する基本的な考え方及び施策を示すものです。また、国の基本指針、県の関連計画との整合を図り策定しています。



3. 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

①持続可能な開発目標（SDGs）の概要

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のなかで、国際社会全体が令和 12 年（2030 年）までに達成すべきとされた国際目標です。17 の国際目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成されており、これらを「地球上の誰一人として取り残さず達成する」ことを目指しています。

②酒々井町の取組方針

酒々井町では「第 6 次酒々井町総合計画」において、計画中の各施策と SDGs の 17 の目標との関係性を明示し、施策の推進を通じて SDGs の目標達成を目指す町の方針を示しています。

③本計画と SDGs との関係

「誰一人取り残さない」社会の実現という SDGs の理念は、地域共生社会の実現に向けた高齢者福祉・介護保険事業と密接に関係することから、SDGs の視点を持った取組を進めることで本計画の推進を図ります。

◇SDGs の 17 の目標



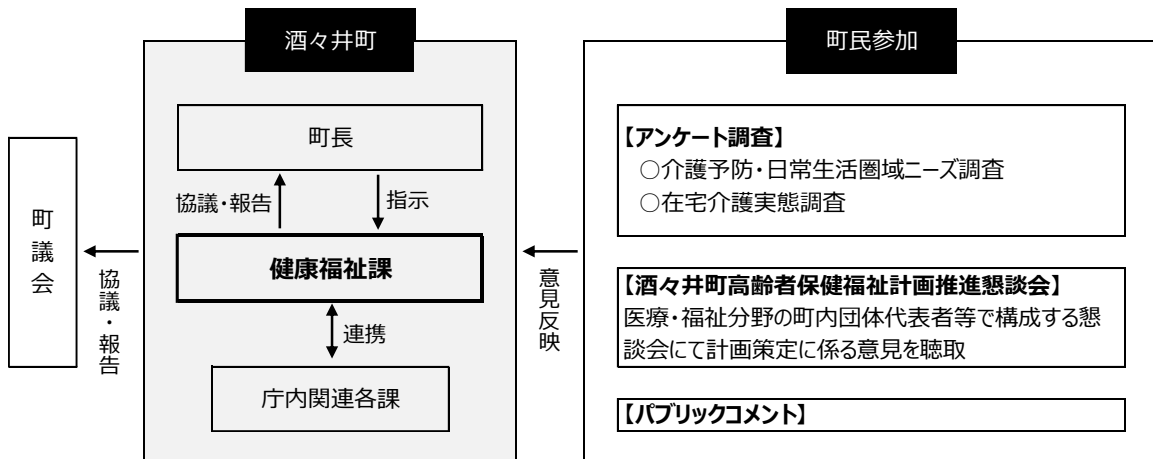
4. 計画の期間

本計画（第9期計画）は令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする3か年の計画です。対象となる期間中の令和7年度（2025年度）には団塊の世代がすべて75歳以上となることを踏まえ、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代の人口急減が想定される令和22年度（2040年度）を見据え、中長期的視点にたつて計画を策定します。

| 計画名 | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R13 (2031) | R14 (2032) | |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 | | 第8期 | | | 第9期 | | | 第10期 | | | 第11期 | | | |
| 総合計画 | 第5次 | | 第6次 | | | | | | | | | | | |
| 地域福祉計画 | 第2期 | | | 第3期 | | | | | | | | | | |

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、町内の高齢者と介護者の実態・ニーズをきめ細かく把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の2種類のアンケートを実施しました。また、計画の策定・実施には行政と住民との協働が重要であることから、「酒々井町高齢者保健福祉計画推進懇談会」の設置、及びパブリックコメントの実施を通じて住民意見を幅広く求めることに努めました。



6. 介護保険制度改正の経緯と第9期計画の基本指針のポイント

①介護保険制度改正の経緯



②第9期計画の基本指針のポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

(1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが求められます。
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が必要です。
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが求められます。

(2) 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備推進が必要です。
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及が求められます。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(1) 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進することが求められます。
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待されます。
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが必要です。

(2) デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備

(3) 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を進めることが求められます。

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施することが必要です。
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進するとともに、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用することが求められます。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進することが必要です。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

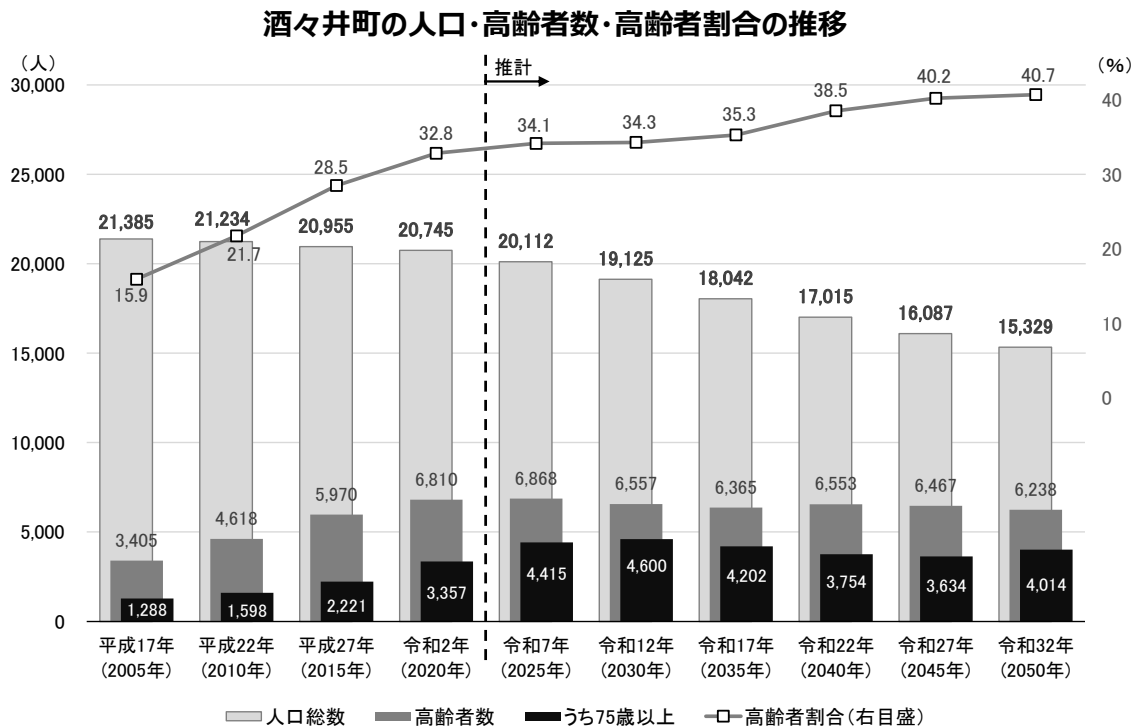
第1節 統計データからみる高齢者等の現状

1. 人口と高齢者数

①人口と高齢者数の将来推計

国勢調査に基づく本町の総人口は平成17年（2005年）以降は減少を続け、令和2年（2020年）には20,745人となっています。総人口は今後も減少基調で推移することが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年（2030年）には2万人を割り込み、令和32年（2050年）の推計人口は15,329人となっています。

65歳以上の高齢者人口は令和7年（2025年）以降に減少を続けた後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に再び増加する見通しです。この間、総人口に占める高齢者の割合は、令和17年（2035年）まで緩やかに上昇した後、令和27年（2045年）にかけて再び上昇スピードが加速し、令和32年（2050年）には40.7%に達すると見込まれています。また、75歳以上の後期高齢者人口は高齢者人口より遅れて令和12年（2030年）にピークを迎えた後は一旦減少に転じますが、団塊ジュニア世代が後期高齢者となることから令和32年（2050年）にかけて再び増加する見通しです。

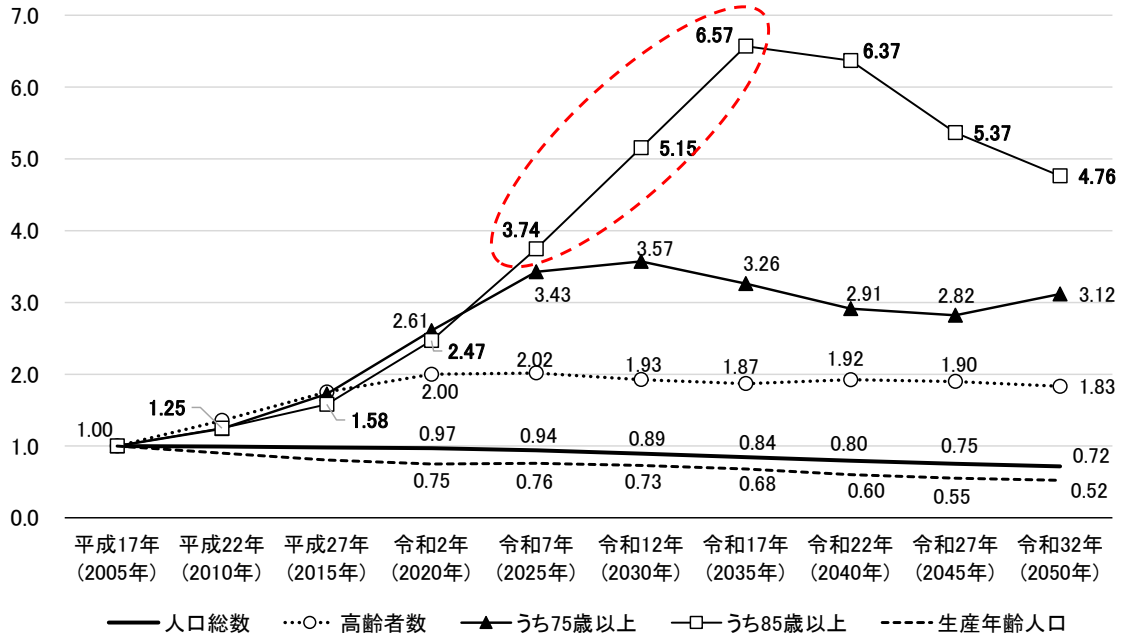


資料：令和2年まで 総務省「国勢調査」
 令和7年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

②年齢区分別人口の変化率

本町の年齢区分別に平成17年（2005年）の人口を1.0とした変化率をみると、団塊世代が85歳に達する令和17年（2035年）に向けて85歳以上人口の増加が顕著となっており、この時期に医療・介護の双方のニーズを有する要介護高齢者の増加が想定されます。

酒々井町の年齢区分別人口の変化率

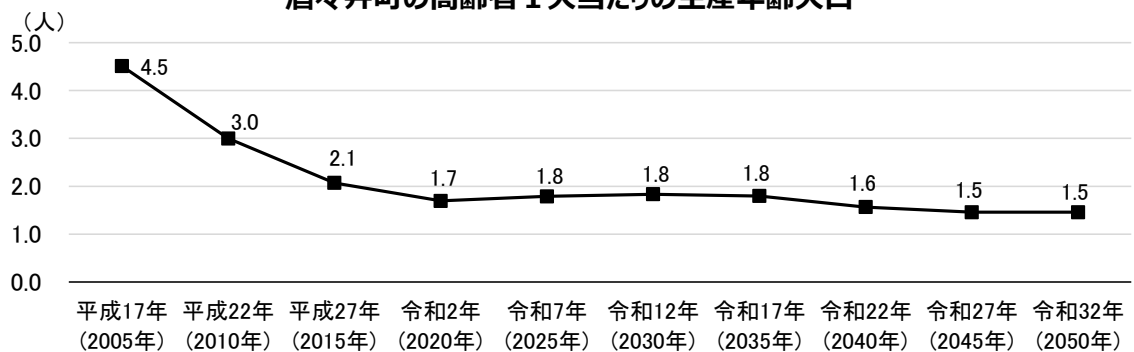


資料：令和2年まで 総務省「国勢調査」
令和7年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

③高齢者1人当たりの生産年齢人口

本町の高齢者1人当たりの生産年齢人口の推移をみると、令和2年（2020年）にかけて高齢者人口の増加にともない顕著に低下した後、高齢者人口が減少に転じることを背景に横ばい推移がしばらく続きますが、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）以降はさらに低下し、令和27年（2045年）には1.5人となる見込みで、高齢者の介護の支え手の確保に向けた対応が必要です。

酒々井町の高齢者1人当たりの生産年齢人口



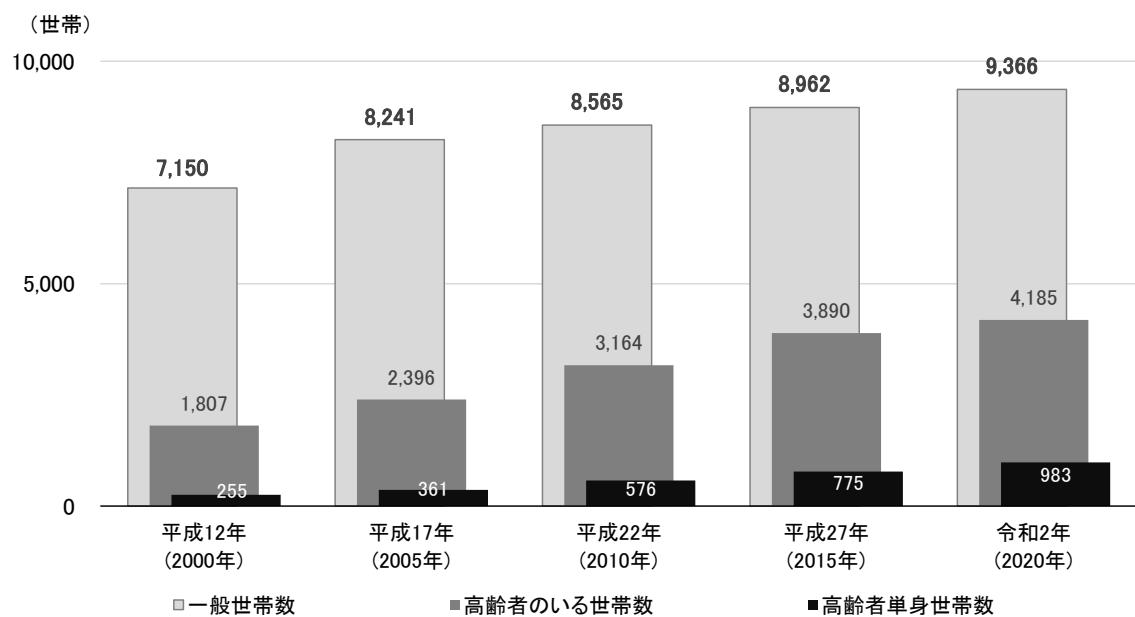
資料：令和2年まで 総務省「国勢調査」
令和7年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2. 世帯の状況

本町の高齢者のいる世帯数、高齢者単身世帯数は近年、増加傾向にあります。平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の期間中に、高齢者のいる世帯数は1,807世帯から4,185世帯に、高齢者単身世帯数は255世帯から983世帯にそれぞれ増加しています。

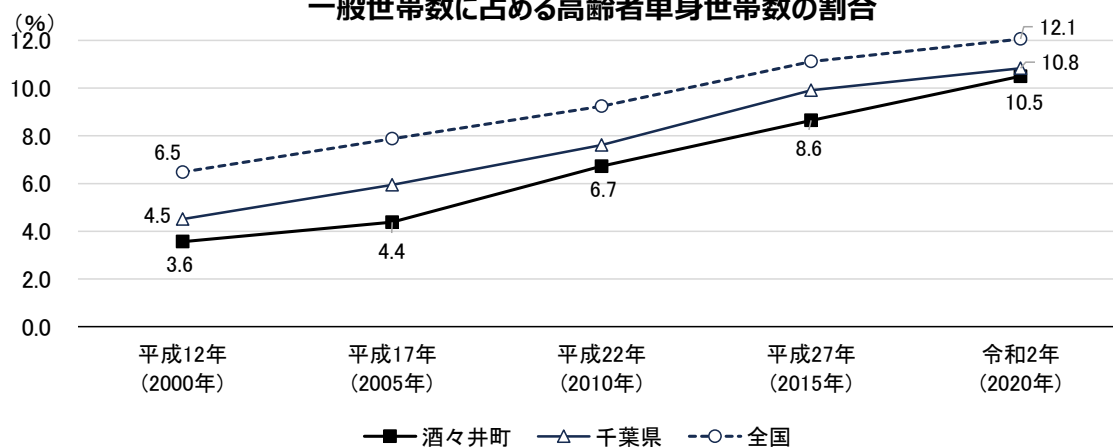
一般世帯数に占める高齢者単身世帯数の割合は、千葉県や全国の水準を下回って推移しているものの、平成12年（2000年）の3.6%から令和2年（2020年）には10.5%にまで上昇し、一般世帯の約1割に達しています。今後、85歳以上の高齢者数の増加にともない、高齢者単身世帯数は一段の増加が見込まれることから、地域のつながりやきめ細かな生活支援の仕組みづくりが求められます。

酒々井町の一般世帯数・高齢者のいる世帯数・高齢者単身世帯数



資料：総務省「国勢調査」

一般世帯数に占める高齢者単身世帯数の割合

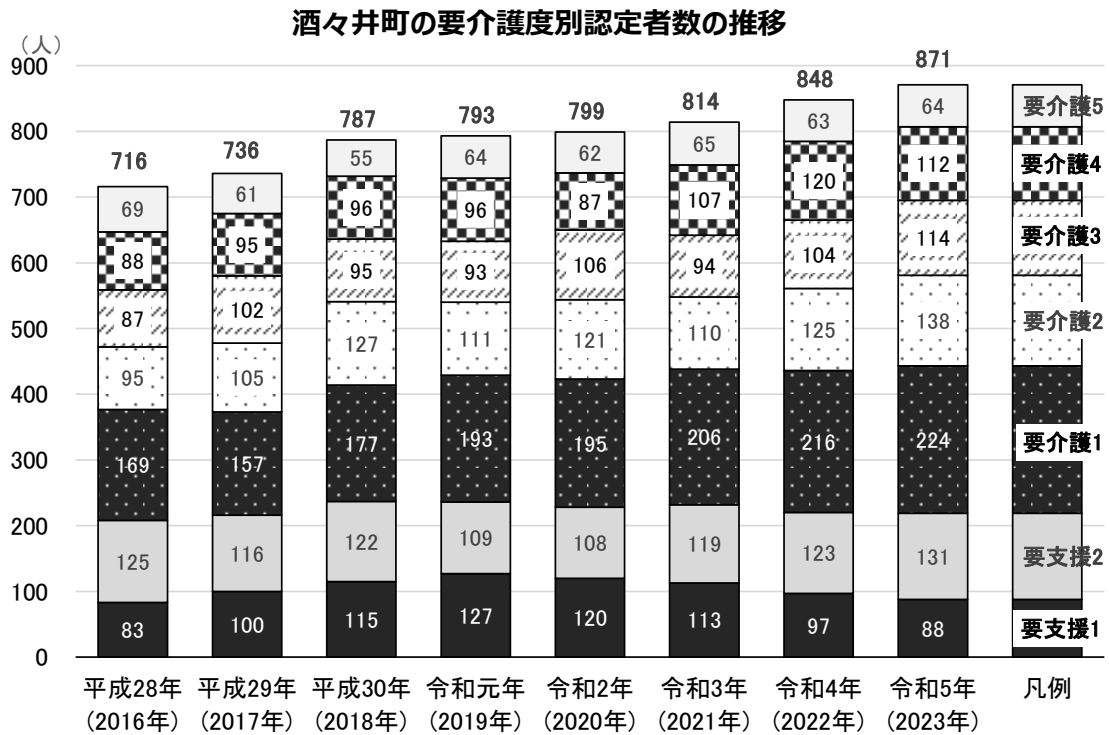


資料：総務省「国勢調査」

3. 要介護認定者数の状況

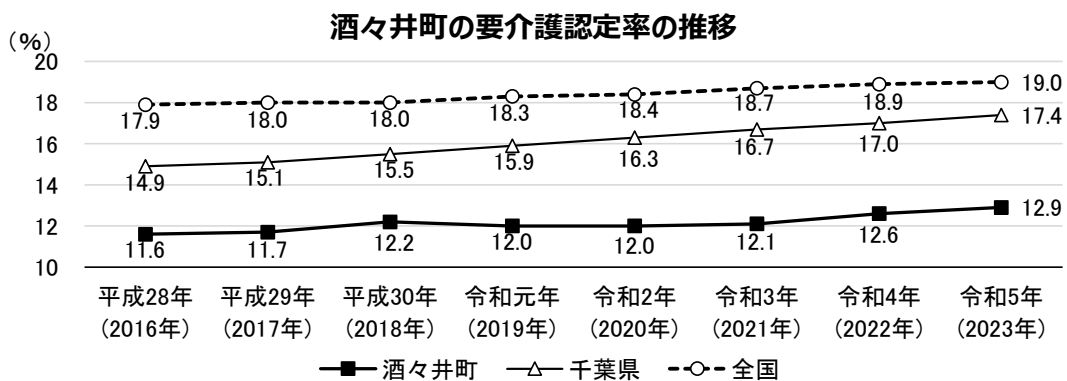
①要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は近年増加傾向で推移しており、令和5年（2023年）3月末現在で871人となっています。要介護度別にみると要介護1が最も多く、要介護3～5の認定者数も増加しています。認定者数は今後も増加が見込まれることから、施設、サービス提供体制の整備を適切に進めることが求められます。



②要支援・要介護認定率の推移

本町の要支援・要介護認定率は緩やかな上昇傾向にあります。全国、千葉県と比べて低い水準で推移しています。



第2節 アンケート調査結果からの課題

1. アンケート調査の実施概要

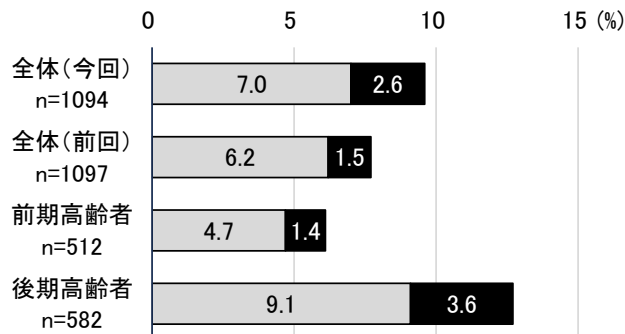
本計画の策定にあたって、本町の現状や課題を把握し、必要な取組を検討する際の基礎資料を得るため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の2種のアンケート調査を実施しました。

| 調査名 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 在宅介護実態調査 |
|--------|---|---|
| 調査目的 | 高齢者の生活状況、健康状態、生活・健康上のリスク、社会参加状況を把握することにより地域の抱える課題を明確にし、介護予防・日常生活支援総合事業に活用します。 | 「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方の検討に活用します。 |
| 調査対象者 | 65歳以上の方で酒々井町内にお住いの方の中から無作為に抽出。 | 酒々井町内にお住いの方で要支援・要介護認定を受けている方の中から無作為に抽出 |
| 調査期間 | 令和5年（2023年） 1月16日～1月31日 | 令和5年（2023年） 1月16日～1月31日 |
| 調査方法 | 郵送による配布・郵送による回収 | 郵送による配布・郵送による回収 |
| 調査数 | 【配布数】 1,500人 【回収数】 1,094人 【回収率】 72.9% | 【配布数】 300人 【回収数】 195人 【回収率】 65.0% |
| 主な調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ◆家族の状況 ◆介護・介助の必要性 ◆暮らしの経済状況 ◆身体機能の状況 ◆食事と身体の状況 ◆日常生活の状況 ◆地域での活動の状況 ◆認知症相談窓口の把握状況 | <ul style="list-style-type: none"> ◆家族の状況 ◆介護の回数 ◆主な介護者の年齢 ◆介護離職者の有無 ◆施設等への入所・入居希望 ◆主な介護者の勤務状況 ◆介護にあたっての不安 |

2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な結果

① 家族・生活状況について

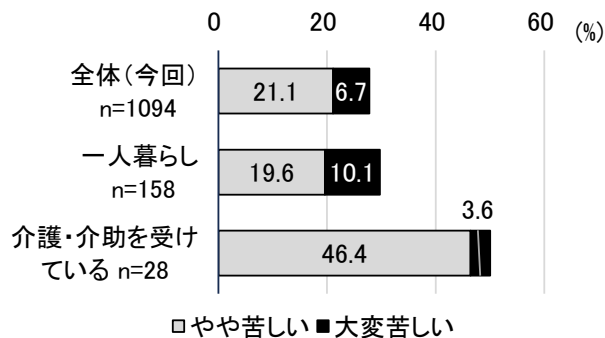
■ 普段の生活で介護・介助が必要な人



□ 何らかの介護・介助は必要だが現在は受けていない
 ■ 現在何らかの介護を受けている

▶ 普段の生活で介護・介助が必要な人の割合（必要だが現在受けていない人を含む）は3年前に実施した前回調査よりも上昇しています。
 ▶ 年齢別にみると、介護・介助が必要な人の割合は後期高齢者の方が高くなっています。

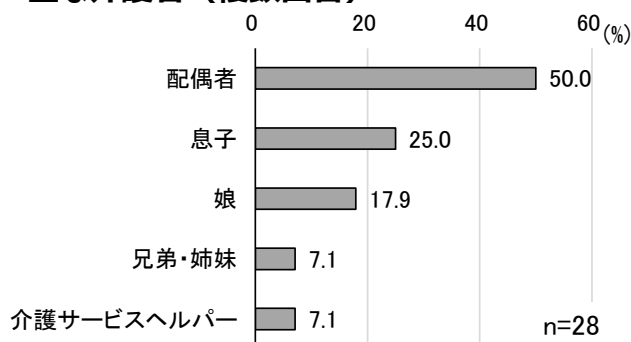
■ 暮らしの経済的状況



□ やや苦しい ■ 大変苦しい

▶ 経済的にみた現在の暮らしの状況について、一人暮らしは「大変苦しい」と回答した人の割合が全体よりも高くなっています。
 ▶ 介護・介助を受けている人は「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が約5割に達しています。

■ 主な介護者（複数回答）

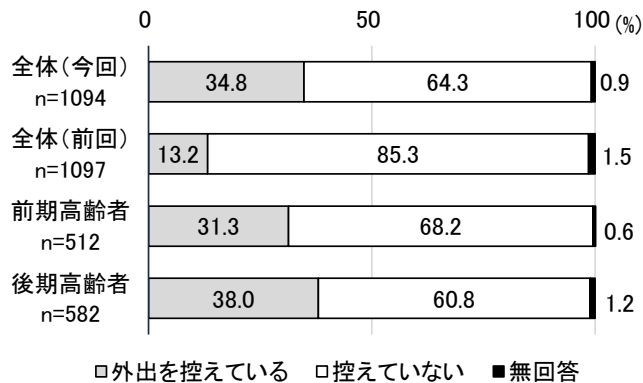


▶ 現在介護を受けている人の主な介護者は、「配偶者」が50.0%で最も高く、「息子」、「娘」の順が続いています。
 ▶ 「介護サービスヘルパー」と回答した人の割合は7.1%と1割に届かない水準となっています。

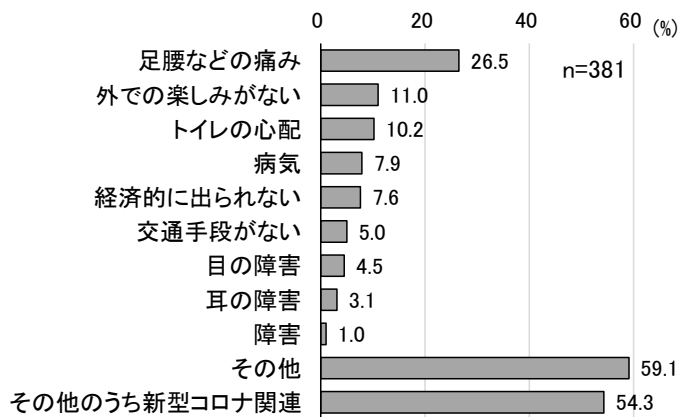
- 介護・介助が必要な人の増加に対応した介護サービスの充実を進めるとともに、増加を抑制する介護予防の取組が必要です。
- 一人暮らし高齢者や介護・介助を受けている人に対し適切な経済的支援が求められます。
- 家族の介護負担を軽減し、介護離職を防止する観点から、「介護サービスヘルパー」の活用促進を検討することが必要です。

②からだを動かすことについて

■ 外出を控えているか



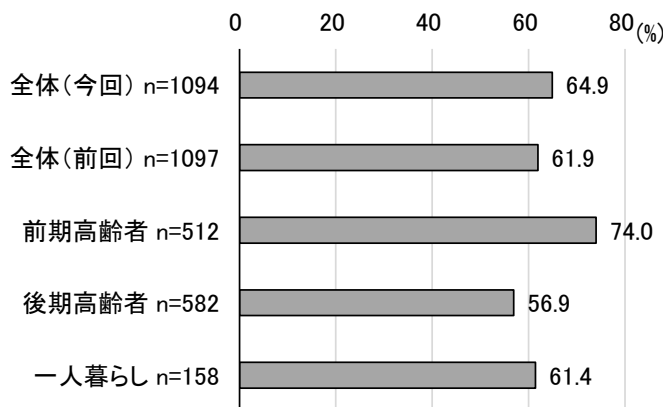
■ 外出を控えている理由 (複数回答)



➤ 外出を控えていると回答した人の割合は前回調査に比べて大幅に上昇しました。控えている理由として新型コロナウイルス感染への懸念を挙げた人が目立ちました。

➤ 年齢別にみると、後期高齢者の方が外出を控えている人の割合が高くなっています。

■ 外出の際の移動手段 (複数回答) として「自動車 (自分で運転)」の回答割合



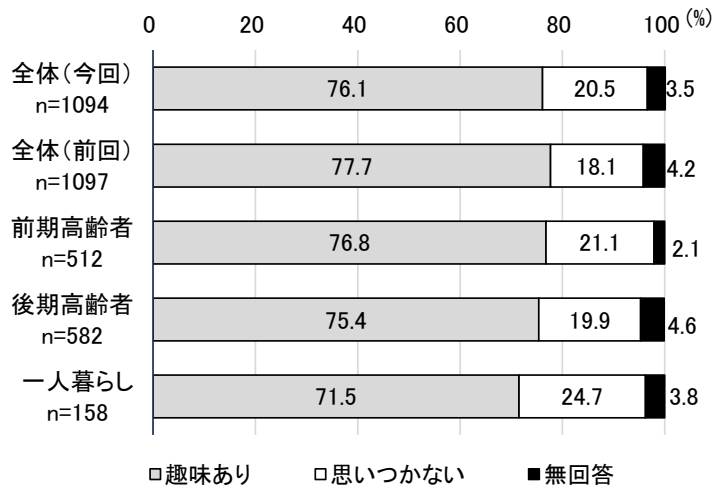
➤ 外出の際の移動手段では「自動車 (自分で運転)」が最も高く、前回調査よりも上昇しました。

➤ 高齢ドライバーによる事故が社会問題として注目されるなか、後期高齢者や他人の目が行き届きにくい一人暮らし高齢者においても自分で運転する人が約6割にのぼっています。

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあって外出を控える人が増えており、感染リスクを抑えた外出機会を提供することが求められます。
- 高齢ドライバーによる事故が後をたないなか、多様な移動手段の整備により、高齢者が自分の運転に頼らずに移動できるような代替的移動手段を提供する取組が求められます。

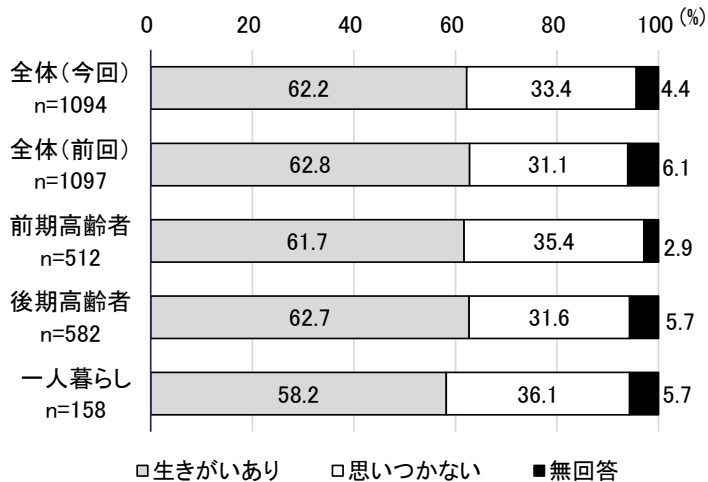
③毎日の生活について

■趣味の有無



▶趣味が「思いつかない」と回答した人の割合は前回調査に比べてわずかながら上昇しています。
 ▶一人暮らしの人は「思いつかない」と回答した割合がほかと比べて高くなっています。

■生きがいの有無

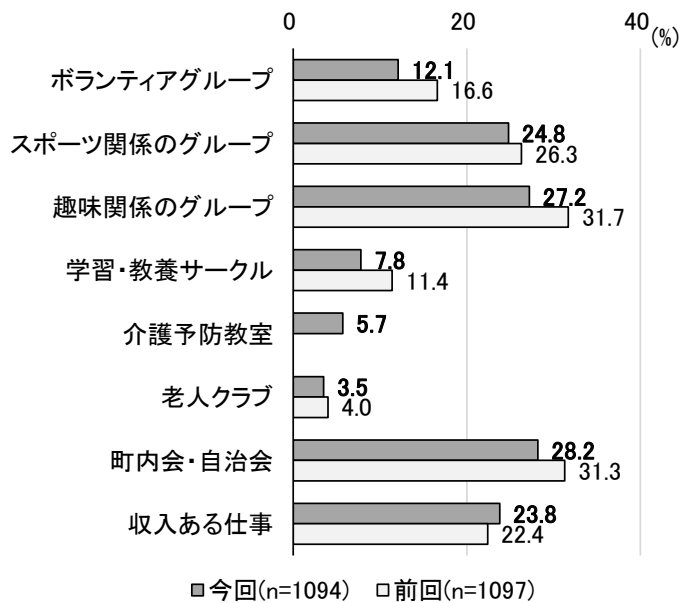


▶生きがいが「思いつかない」と回答した人の割合は前回調査に比べてわずかながら上昇しています。
 ▶一人暮らしの人は「思いつかない」と回答した割合がほかと比べて高くなっています。

○閉じこもりリスクやうつリスクを軽減するためには、趣味や生きがいをもった生活を送ることが必要なことから、趣味や生きがいを提供する機会となる地域活動・社会活動への参加を促す取組が求められます。

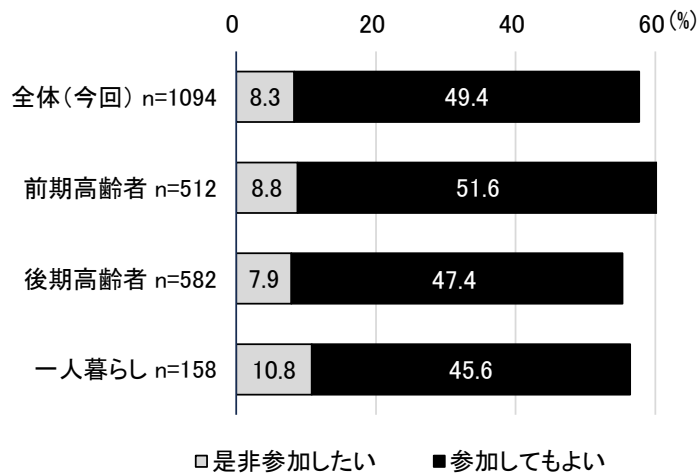
④地域での活動について

■各種グループ活動への参加状況（年に数回以上参加）



> 各種の活動について参加している人の割合は、最も高い「町内会・自治会」でも3割を下回るなど、おしなべて低位にとどまっています。また、各種活動とも前回調査に比べて参加割合が低下しています。
 > 各種活動の参加実績は3割を下回る一方、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合は5割を超えています。

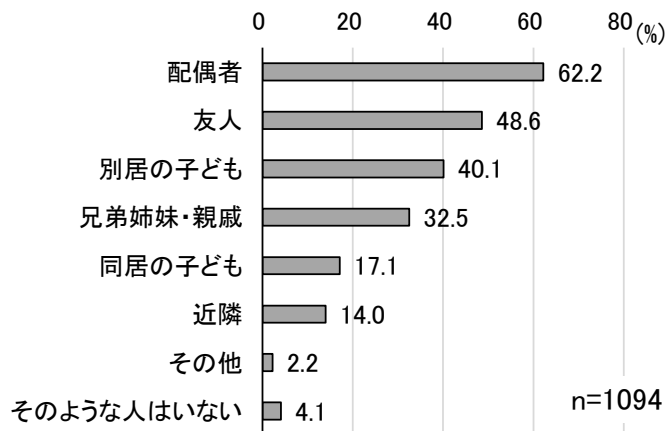
■各種グループ活動への参加意向（参加者として）



○ 各種のグループ活動に対して、興味や参加意欲があるものの、活動には繋がっていない層が一定数あることが窺えることから、参加意向のある人にそれぞれの関心に合った活動に関する情報と参加機会を提供することが必要です。併せて、参加を妨げる要因について調査し、対応策を検討していくことが求められます。

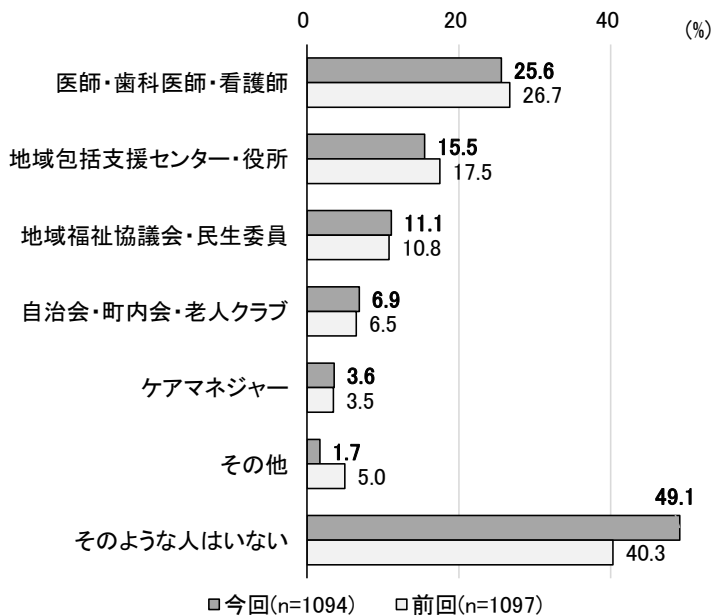
⑤たすけあいについて

■心配事・愚痴を聞いてくれる人（複数回答）



➤心配事・愚痴を聞いてくれる人、つまり日常的な相談相手は配偶者や友人、親族が多い傾向が見られます。

■家族・友人・知人以外で相談する相手（複数回答）

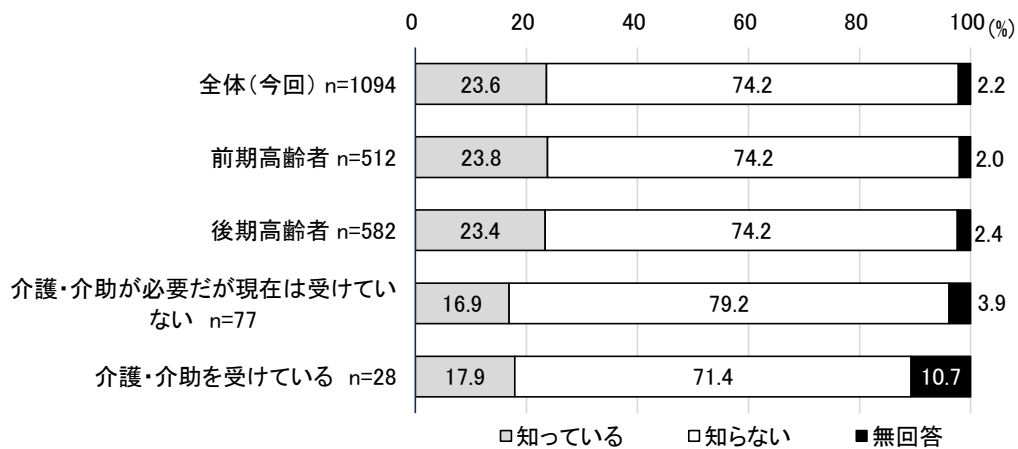


➤家族・友人・知人以外では相談する相手がいないと回答した人の割合は49.1%と約半数に達しており、前回調査に比べて約9ポイント上昇しています。
 ➤公的機関である「地域包括支援センター・役所」と回答した人の割合は15.5%にとどまり、前回調査に比べて低下しています。

○一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、家族以外に相談できる相手として、地域包括支援センター等の公的機関が果たす役割の重要性が増しており、わかりやすく、相談しやすい窓口としての機能を発揮することが期待されています。

⑥認知症相談窓口の把握について

■認知症に関する相談窓口の認知



▶認知症に関する相談窓口について、年齢、介護の必要度に関わらず、「知らない」と回答した人の割合が7割を超えています。

○認知症発症リスクが高まる85歳以上の高齢者人口の増加が見込まれる中、認知症相談窓口の周知を強化していく必要があります。

⑦要介護状態になるリスクについて

調査結果をもとに、要介護状態になるリスクの発生状況について下表の①～⑧の各区分でリスク判定を行った結果は下表の通りとなりました。本町の該当者割合が高い区分は高い順に「⑥認知機能低下リスク」、「⑦うつリスク」、「③転倒リスク」でそれぞれ前回調査時よりも該当者割合が上昇しています。

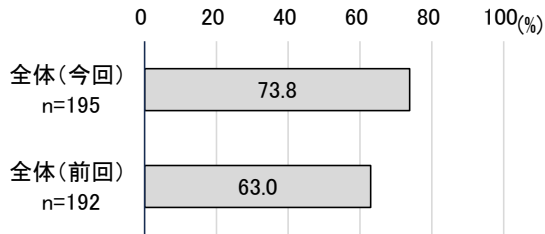
| リスクの内容 | 今回調査 | | 前回調査(令和元年度) | |
|---------------------|---------|--------------|-------------|--------------|
| | リスク該当者数 | 有効回答者※に対する割合 | リスク該当者数 | 有効回答者※に対する割合 |
| ①運動器機能低下リスク | 87人 | 8.3% | 96人 | 8.9% |
| ②閉じこもりリスク | 159人 | 14.7% | 148人 | 13.7% |
| ③転倒リスク | 306人 | 28.2% | 286人 | 26.5% |
| ④低栄養リスク | 16人 | 1.5% | 18人 | 1.8% |
| ⑤口腔機能低下リスク | 243人 | 22.5% | 216人 | 19.9% |
| ⑥認知機能低下リスク | 460人 | 42.5% | 446人 | 41.0% |
| ⑦うつリスク | 411人 | 39.9% | 384人 | 37.2% |
| ⑧手段的自立度(IADL)の低下リスク | 92人 | 8.6% | | |

※各リスク判定条件を構成する設問のすべてに回答があった回答者。例えば、運動器機能低下は本調査のなかの5つの設問に対する回答に基づいてリスク判定を行っていることから、その5つの設問すべてに回答している人を有効回答者としている。

3. 在宅介護実態調査の主な結果

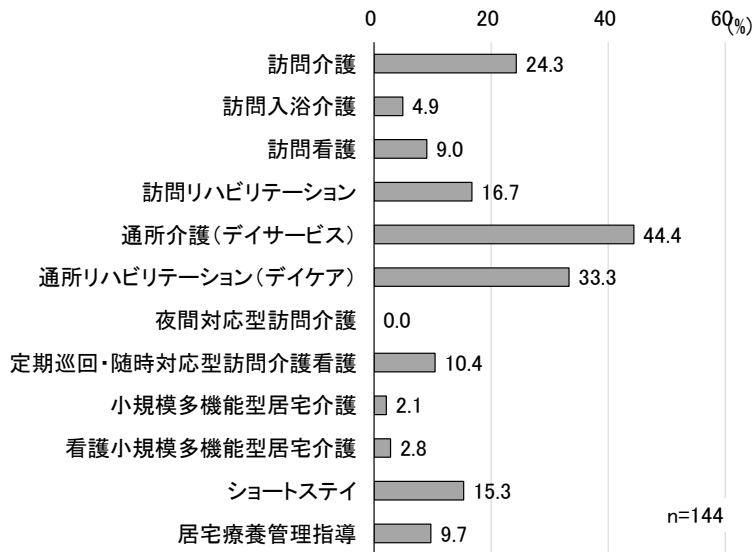
①介護保険サービスの利用状況

■介護保険サービス利用ありの割合（直近1か月間の利用）



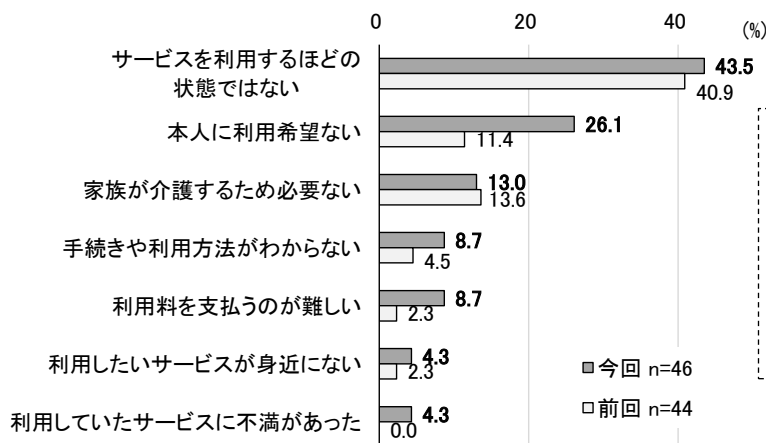
▶約7割の人が「利用した」と回答しており、前回調査に比べて約10ポイント上昇しています。

■個別サービスの利用状況（直近1か月間の利用）



▶通所系のサービスに比べて訪問系のサービスの利用は低い水準となっています。

■介護保険サービスを利用していない理由（複数回答）

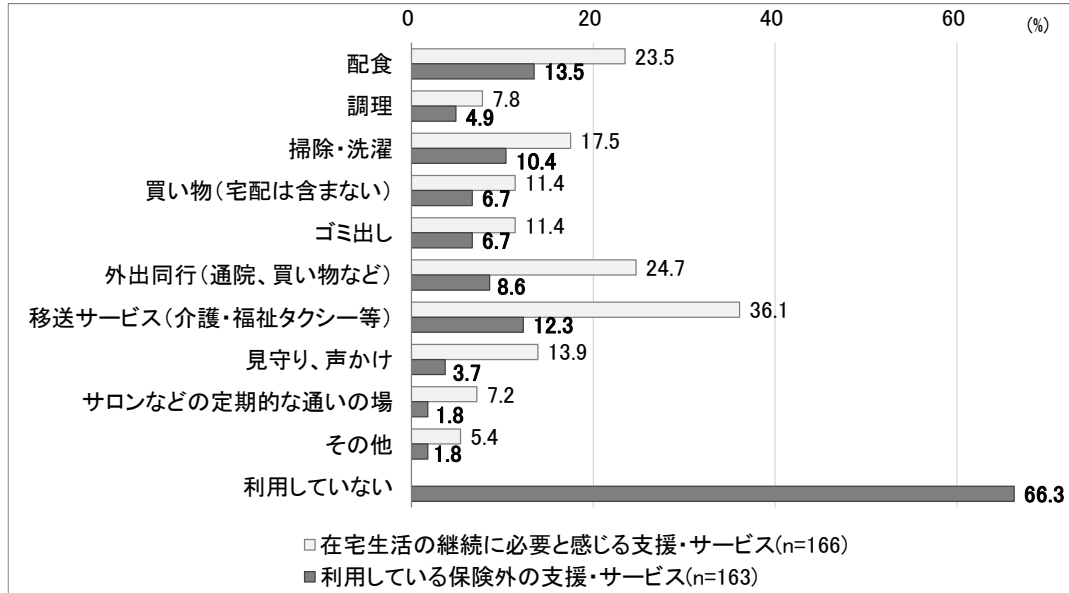


▶利用ニーズがないという主旨の回答が多いなか、「手続きや利用方法がわからない」、「利用料を支払うのが難しい」と回答した人の割合が前回調査に比べて上昇しています。

- 在宅介護生活の継続にあたり必要性が高い訪問系サービスの利用を促す施策が求められます。
- サービスの利用手続きの周知強化や、サービスを必要としている人への経済的支援の充実が求められます。

②支援・サービスのニーズについて

■介護保険サービス以外のサービスの利用状況と在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）

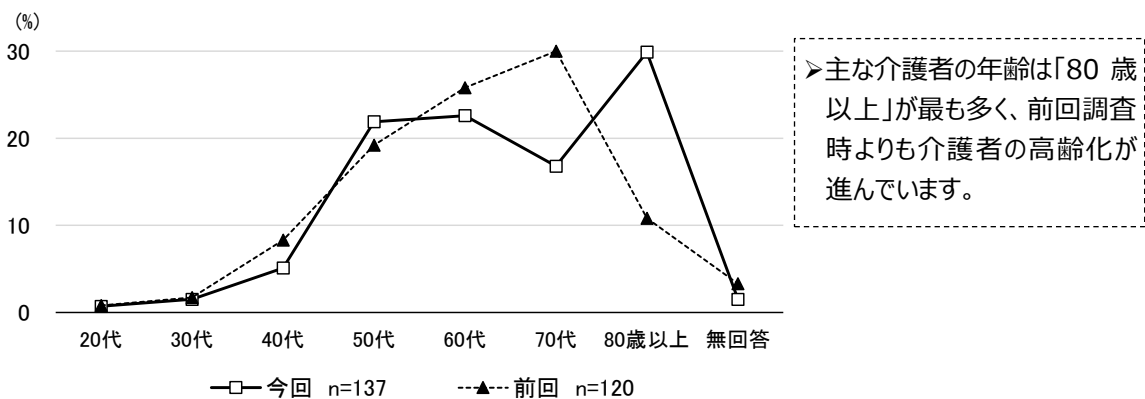


- ▶在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「外出同行（通院・買い物など）」、「配食」の順に高くなっています。
- ▶保険外のサービスを利用していない人は約7割に達し、各サービスについてそのサービスを利用している人が必要と感じている人を下回っています。

○在宅生活の継続に必要なサービスとして「外出」支援や「配食」サービスへのニーズが強いことから、地域交通の担い手や配食サービス事業者、地域ボランティア団体等との連携により、高齢者の在宅生活の利便性向上を図ることが求められます。

③主な介護者の属性について

■主な介護者の年齢

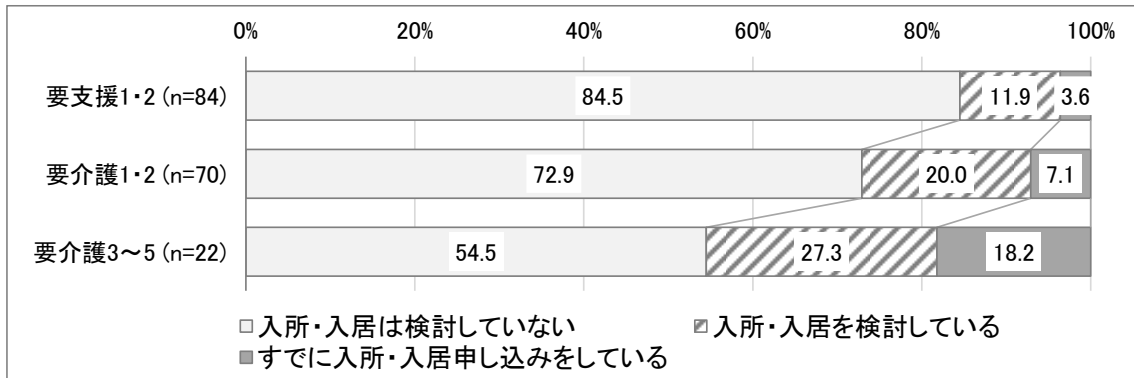


▶主な介護者の年齢は「80歳以上」が最も多く、前回調査時よりも介護者の高齢化が進んでいます。

○介護者の高齢化によりいわゆる「老々介護」のケースが増えていることから、介護者の心身の負担軽減を図るため、地域による支えの体制充実が求められます。

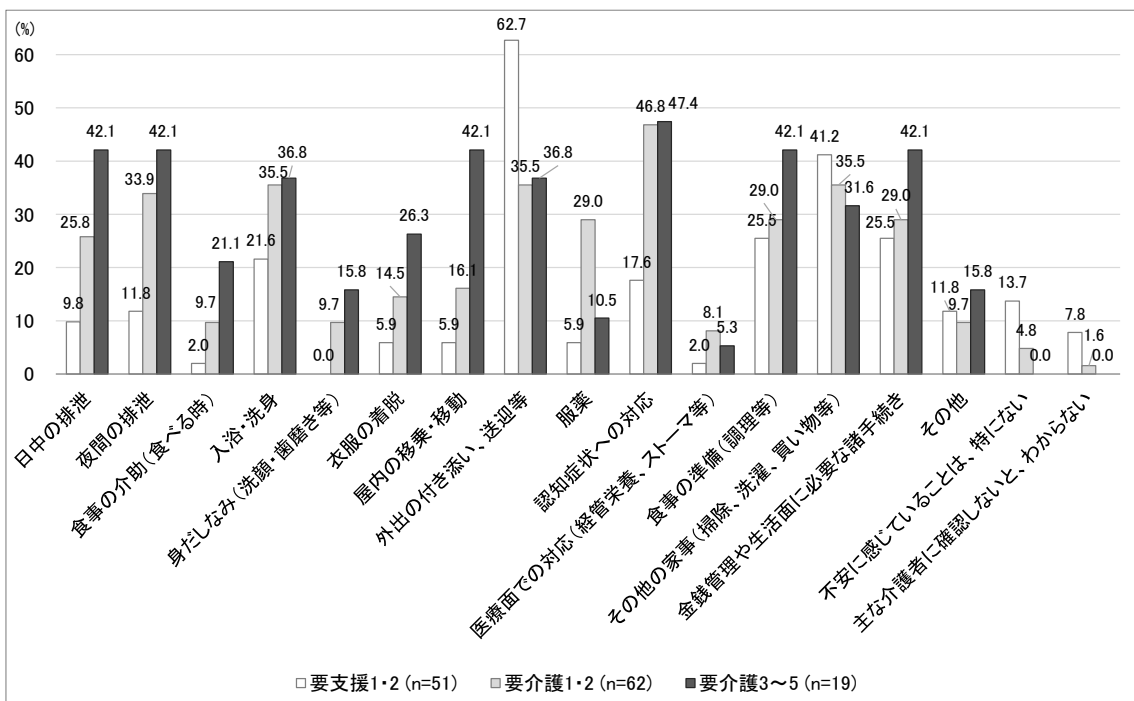
④在宅生活の継続について

■要介護度別：施設検討の状況



▶要介護度の重度化にともない、施設入所・入居を検討する割合が上昇しています。

■要介護度別：介護者が不安に感じる介護（複数回答）



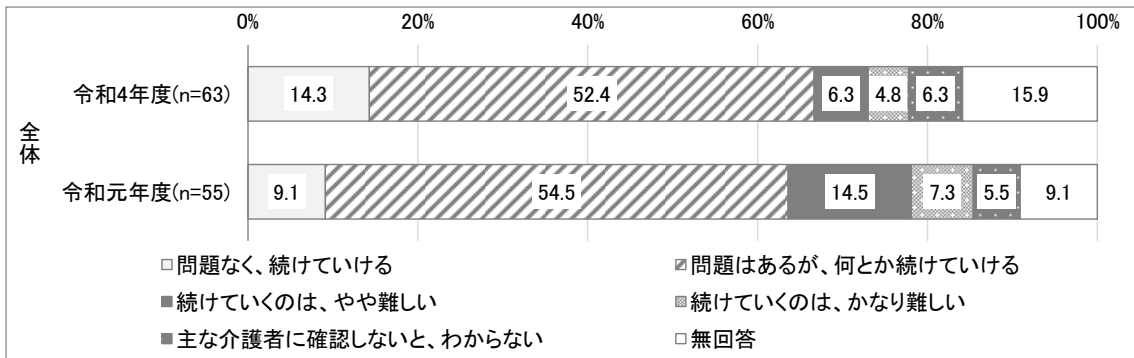
▶ほとんどの介護について、要介護度の重度化にともない不安に感じている介護者の割合が高くなる傾向がみられます。要介護3～5では、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「屋内の移乗・移動」、「認知症状への対応」、「食事の準備」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が4割を超えています。

▶一方、要支援1・2では、「外出の付き添い、送迎等」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が多くみられます。

- 施設の受入に限りがある中、健康寿命の延伸に向けた取組が求められます。
- 要介護度の重度化にともない介護者の不安が高まる「排泄」、「認知症状への対応」等の介護について訪問系サービスの充実・利用促進を図り、介護者の負担を軽減していくことが必要です。

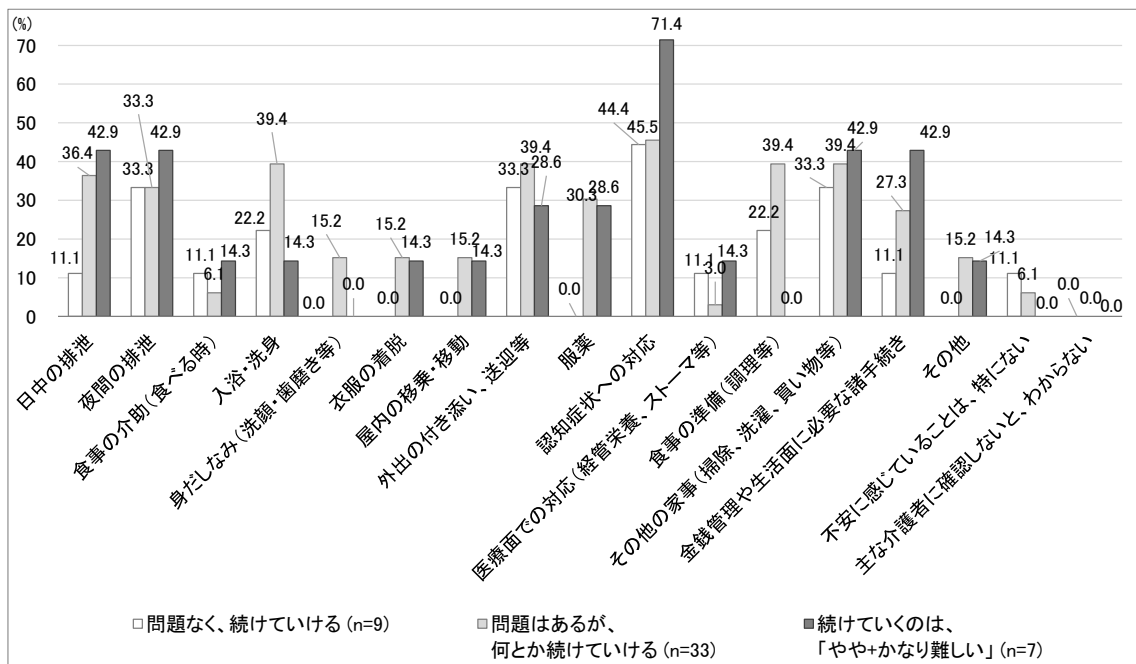
⑤介護者の就労継続について

■主な介護者の就労継続可否



▶「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」と回答した割合はともに前回調査に比べて低下しているものの、就労継続に困難を感じている人が一定数いることが窺えます。

■就労継続見込別：介護者が不安に感じる介護（複数回答）



▶仕事を続けていくのが「やや難しい」または「かなり難しい」と考えている介護者が不安に感じている介護は、「認知症状への対応」が71.4%で最も高く、次いで「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（42.9%）となっています。

○仕事を続けていくことが難しいと回答している介護者が特に不安に感じている「認知症状への対応」、「日中・夜間の排泄」などの介護負担を軽減することが、仕事と介護の両立をサポートしていくうえで必要です。

第3節 第8期計画の重点施策の振り返り

①認知症施策

| | |
|------|--|
| 主旨 | 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。 |
| 取組事業 | 認知症サポーター養成講座／しすいオレンジカフェ／認知症初期集中支援チーム |
| 振り返り | コロナ禍のもと、各種講座やカフェを計画通りに開催できませんでしたが、5類移行後は開催回数がコロナ禍前の水準にまで回復しました。それに伴い相談件数が大きく増加しましたが、認知症の症例自体が増加傾向にある中、認知症に関する施策の重要性が今後ますます高まっていくものと想定されます。 |

②移動支援

| | |
|------|--|
| 主旨 | 高齢者やその家族が車を運転できなくなった際の代替移動手段を充実させます。 |
| 取組事業 | しすいふれ愛タクシー／高齢者外出支援タクシー利用助成事業／福祉タクシー事業 |
| 振り返り | 自宅から目的地までの送迎サービスやタクシー利用料の助成により、高齢者の移動手段確保を図りました。コロナ禍のもとで利用者の減少がみられましたが、5類移行にともない利用者数が回復傾向にあります。運行範囲や利用方法に関する高齢者のニーズを踏まえた利便性のさらなる向上が今後の課題となっています。 |

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

| | |
|------|---|
| 主旨 | 保健指導などの保健事業と介護予防地域支援事業を一体的に実施し、高齢者が元気に安心して暮らせるまちを目指します。 |
| 取組内容 | 医療専門職による健康相談・健康づくりを通じた医療サービスへの橋渡し／健康状態が不明の高齢者へのアウトリーチ支援 |
| 振り返り | 令和6年度（2024年度）からの実施に向けた準備として、令和4年度（2022年度）に国保年金班に担当保健師を配置しました。また、KDBシステムを活用した地域の課題分析結果を保健センター、介護保険班と共有し、実施事業の検討を行いました。令和5年度（2023年度）は通いの場においてフレイル予防についての健康教育や広く町民を対象としたフレイル予防教室を開催しました。 |

④地域共生社会の実現に向けて

| | |
|------|--|
| 主旨 | 高齢者をはじめ、障がい者・児童・生活困窮者など多様な地域住民が「支え手」、「受け手」という関係性を超えて丸ごと繋がることで一人ひとりが安心した暮らしと生きがいを持てるまちを共に創っていきます。 |
| 取組内容 | 酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定 |
| 振り返り | 多様化している社会問題に対して、包括的な支援体制を構築するため、相談支援体制、参加支援、地域づくりを一体的に進めました。 |

第4節 各種調査からみえる酒々井町の課題

＜課題1＞ 介護・支援を必要とする人の割合が上昇することへの地域の対応力強化

- ▶ 団塊世代が後期高齢者となる超高齢社会の到来により各種介護施設・サービスの需要が今後ますます高まることが見込まれる一方、団塊ジュニア世代が高齢者となることによる現役世代割合のさらなる低下を控え、介護の担い手不足が懸念されています。
- ▶ 上記の人口動向を踏まえ、介護資源に限りがある中で町内の高齢者が安心していきいきと暮らせるようにするためには、介護予防・健康づくりにこれまで以上に積極的に取り組む必要があります。同時に、元気な高齢者も含め、地域のみんで支え合う体制を充実させるほか、行政、医療・福祉事業者、地域団体など関連するあらゆる主体の連携を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが求められます。

＜課題2＞ 認知症高齢者への支援体制の充実

- ▶ 今後、本町においても85歳以上の人口が急速に増加するなど超高齢社会化が進み、それにともない認知症の人も増加することが見込まれます。介護者へのアンケートでは、仕事を継続することが難しいと回答した人が不安に感じている介護として最も回答が多かったのが認知症状への対応となっており、介護者の就労継続の観点からも、認知症初期集中支援チームの取組など、認知症を地域でサポートしていく体制を充実させることが求められます。また、アンケートでは認知症の相談窓口を知らない人が7割を超えており、相談窓口の周知を強化することも必要です。
- ▶ 介護負担の大きい認知症への対応として、発症や進行を遅らせることも重要な施策となります。健康づくりや地域活動への参加を促す取組についても、地域の関係機関との連携により継続的に実施することが必要です。

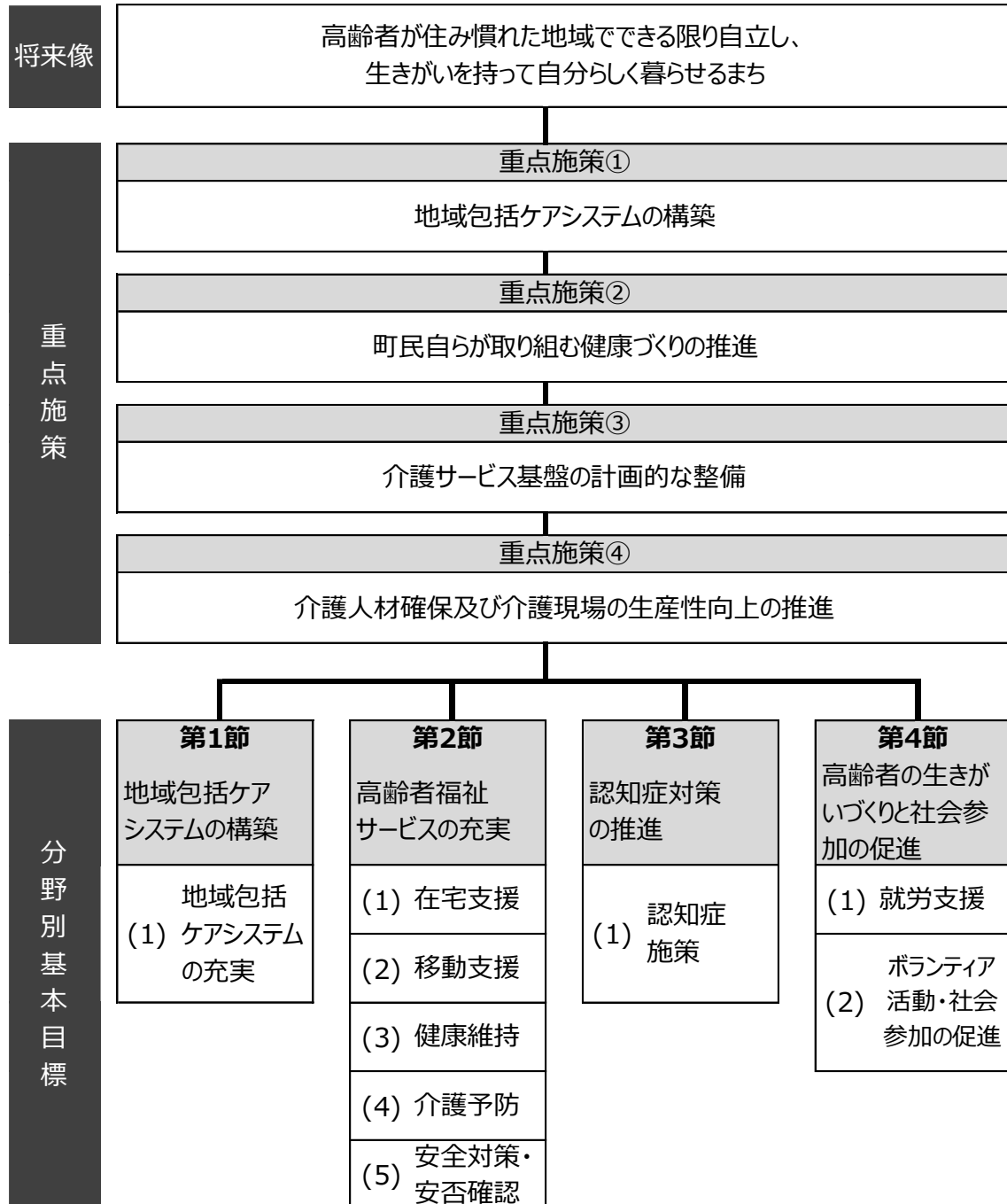
＜課題3＞ 高齢者の社会参加の促進

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外出を控える高齢者が増えています。閉じこもりリスクやうつリスクを軽減させるため、趣味や生きがいを持ち、いきいきと暮らせるように地域活動・社会活動への参加を促す取組が求められます。
- ▶ 高齢者へのアンケートでは、地域の活動に参加している人の割合が低位にとどまっています。一方、活動に参加してもよいと回答している人は5割を超える結果となっており、参加意欲のある人が実際の活動につながるように、それぞれの関心に合った活動に関する情報と機会を提供していく工夫が求められます。

第3章 本計画の基本方向

第1節 施策体系

1. 施策の全体像



2. 将来像

本町の高齢化率は県平均を上回る水準であり、今後も高齢者の増加が予想される中、高齢者が安全・安心に暮らせる場を用意するなど、日常生活を支援する介護サービスを充実させる必要があります。そうした中で、就業やボランティア活動など、積極的に社会参加したいという意欲を持つ高齢者が増加しています。生産年齢人口が減少するなかで、こうした高齢者による活動は地域の活性化に寄与するものであり、高齢者の活動の場の更なる拡充が求められています。

そのような状況をふまえ、高齢者福祉分野で本町が目指すべき将来像を「高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立し、生きがいを持って自分らしく暮らせるまち」と決めました。なお、この将来像は、本町の第6次総合計画における高齢者福祉分野の「目指すべき町の姿」と同一であり、本計画は第6次総合計画との整合を図りながら推進していきます。

3. 重点施策

| 重点施策① | | 地域包括ケアシステムの構築 |
|--------|---|---------------|
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターの機能の充実 ● 地域ケア会議の開催を通じ、多職種連携のもと地域課題を解決 ● 生活支援体制整備事業の実施 | |
| 関連する事業 | 【第1節 1-①地域ケア会議推進事業】 【第1節 1-②酒々井町多職種連携の会】 【第1節 1-③生活支援体制整備事業】 【第1節 1-④家族介護慰労金支給事業】 【第1節 1-⑤介護職員初任者研修補助金】 | |

| 重点施策② | | 町民自らが取り組む健康づくりの推進 |
|--------|--|-------------------|
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査・特定保健指導の実施 ● 健幸ポイント事業の実施 ● 生活習慣病の発病・重症化の予防 | |
| 関連する事業 | 【第2節 3-①健康教育の充実】 【第2節 3-②健康診査の充実（骨粗しょう症予防）】 【第2節 3-③健康診査の充実（成人歯科検診）】 【第2節 3-④健康診査の充実（特定健康診査及び特定保健指導）】 【第2節 3-⑤はり、きゅう、マッサージ等施術利用助成】 【第2節 3-⑥交流拠点施設「げんき館」の運営】 【第2節 3-⑦高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業】 【第2節 4-①しすいハート体操などの普及促進】 【第2節 4-②介護予防リーダーの養成】 | |

第3章 本計画の基本方向

| | |
|--------------|--|
| 重点施策③ | 介護サービス基盤の計画的な整備 |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ● 地域密着型サービスのさらなる普及 |
| 関連する事業 | 【第2節 1 在宅支援】 【第2節 2 移動支援】 【第5章 各種介護サービス事業】 |

| | |
|--------------|---|
| 重点施策④ | 介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進 |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員の処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境の整備を通じた介護人材の確保 ● 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進 |
| 関連する事業 | 【第1節 1-①地域ケア会議推進事業】 【第1節 1-②酒々井町多職種連携の会】 【第1節 1-③生活支援体制整備事業】 【第1節 1-⑤介護職員初任者研修補助金】 【第3節 1-①認知症サポーター養成講座】 【第3節 1-③認知症初期集中支援チーム】 |

4. 分野別基本目標

| | |
|--|----------------------------|
| 第1節 | 地域包括ケアシステムの構築 |
| <p>地域ケア会議において地域課題の共有化を図ります。介護予防に関するケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務など、地域包括支援センターにおける活動を強化します。地域の医療・介護関係者が意見交換し、現場レベルでの連携が促進できる関係を構築します。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域住民による支え合い活動を行う生活支援体制整備事業を推進します。</p> | |
| 第2節 | 高齢者福祉サービスの充実 |
| <p>日常生活において、支援が必要な高齢者が、的確なサービスを受けられる体制を整備します。また、高齢者のニーズが高い、移動手段の充実を図ります。</p> | |
| 第3節 | 認知症対策の推進 |
| <p>認知症に関する正しい知識と対応手法を学べる講座を開催します。複数の専門職が認知症の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートします。また、認知症の方や家族などが気軽に交流できるしすいオレンジカフェにおける活動の活性化を図ります。認知症の方が不利益を被らないよう、成年後見制度の普及を促進します。</p> | |
| 第4節 | 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 |
| <p>シルバー人材センターを通じた高齢者の就労が促進されるよう、同センターを支援します。また、生きがいづくりにつながる、ボランティア活動や老人クラブ活動の活性化を図ります。</p> | |

第2節 地域包括ケアと日常生活圏域について

1. 地域包括ケアの推進

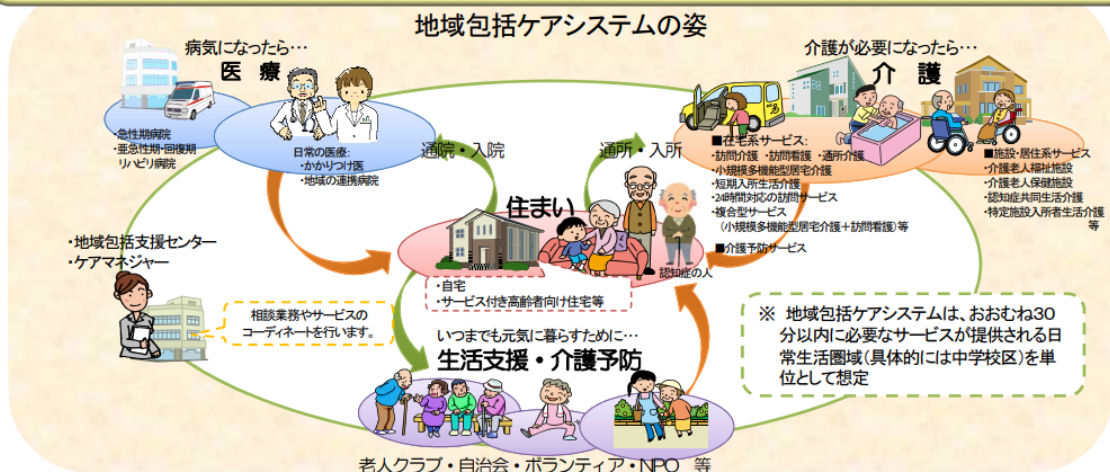
①地域包括ケアシステムの推進・深化

令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるほか、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となります。こうした状況を見据える中、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる体制づくりが求められます。

国は、令和7年（2025年）をめどに重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進及びさらなる深化を目指しています。このことから、本町でも1つの日常生活圏域において、地域包括ケアシステムの仕組みづくりや将来を見据えたさらなる発展を進めていく必要があります。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



(出所)厚生労働省ホームページ

②地域包括支援センター

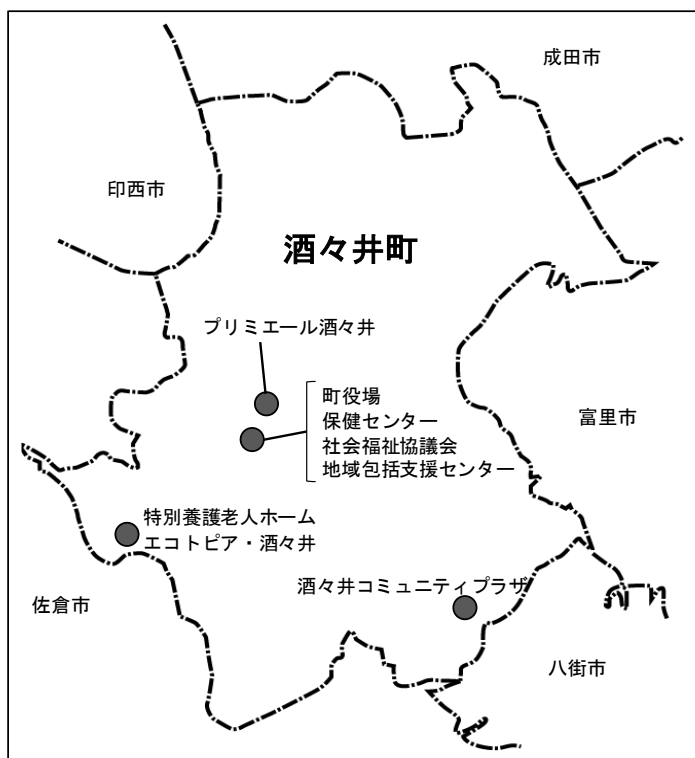
本町では、地域包括支援センターを平成 18 年度（2006 年度）に設置し、包括的・継続的マネジメントの支援、総合相談・支援、介護予防マネジメントを適切に実施しています。

地域包括支援センターでは、介護予防に関するケアマネジメント業務や予防給付に関するケアマネジメント業務を中心に、総合相談支援・権利擁護業務等についても総合的に実施する他、地域包括ケアシステムの構築に向けて、訪問型・通所型などの各種介護予防サービスの充実や、在宅医療、認知症施策の推進をはじめとした包括的支援事業の拡充にも取り組みます。

また、地域包括支援センターで実施する事業の適切な運営と公正・中立を確保するため、町内のサービス事業者・被保険者・その他関係団体で構成する「酒々井町地域包括支援センター運営協議会」における協議により、地域包括支援センターの運営を円滑に進めます。

2. 日常生活圏域

住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点、また、それを現実化する「地域包括ケアシステムの構築」及び「生活支援・介護予防サービスの充実」の観点から、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設等介護サービス基盤の整備状況等の条件を総合的に勘案して「日常生活圏域」を設定します。本町においては、国が示す日常生活圏域の設定ガイドラインがいわゆる「中学校域」で、人口がおおむね 2～3 万人に 1 か所を一つの目安とすることなどから、町内を 1 つの日常生活圏域と設定します。



第4章 高齢者保健福祉計画

【分野別基本目標ごとの事業内容一覧】

| 分野別基本目標 | 分類 | 事業名称 | |
|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|----------------|
| 第1節 地域包括ケア システムの構築 | (1) 地域包括ケア システムの充実 | ① 地域ケア会議推進事業 | |
| | | ② 酒々井町多職種連携の会 | |
| | | ③ 生活支援体制整備事業 | |
| | | ④ 家族介護慰労金支給事業【新規】 | |
| | | ⑤ 介護職員初任者研修補助金【新規】 | |
| 第2節 高齢者福祉 サービスの充実 | (1) 在宅支援 | ① 日常生活自立支援事業 | |
| | | ② 日常生活の支援 (成年後見人制度利用支援事業) | |
| | | ③ 生活援助用具の貸出 | |
| | | ④ 生活援助用具の購入助成 | |
| | | ⑤ 紙おむつ購入助成 | |
| | | ⑥ ワンコインサービス | |
| | | ⑦ 救急医療情報キット配布事業 | |
| | | ⑧ 給食サービス | |
| | (2) 移動支援 | ① 移動手段の確保(「しすいふれ愛タクシー」) | |
| | | ② 高齢者外出支援タクシー利用助成事業 | |
| | | ③ 福祉タクシー事業 | |
| | | ④ 高齢者運転免許証自主返納支援事業 | |
| | | ⑤ 街頭監視活動 | |
| | (3) 健康維持 | ① 健康教育の充実 | |
| | | ② 健康診査の充実(骨粗しょう症予防) | |
| | | ③ 健康診査の充実(成人歯科検診) | |
| | | ④ 健康診査の充実 (特定健康診査及び特定保健指導) | |
| | | ⑤ はり、きゅう、マッサージ等施術利用助成 | |
| | | ⑥ 交流拠点施設「げんき館」の運営【新規】 | |
| | | ⑦ 高齢者の保健事業と介護予防等の 一体的実施に係る事業【新規】 | |
| | (4) 介護予防 | ① しすいハート体操などの普及促進 (介護予防普及啓発事業) | |
| | | ② 介護予防リーダーの養成 (地域介護予防活動支援事業) | |
| | (5) 安全対策 ・安否確認 | ① SOSネットワーク事業 (SOS高齢者等事前登録事業) | |
| | | ② 緊急通報装置の貸与 | |
| | | ③ 避難行動要支援者名簿登録及び高齢者等の 安否確認 | |
| | 第3節 認知症対策の 推進 | (1) 認知症施策 | ① 認知症サポーター養成講座 |
| | | | ② しすいオレンジカフェ |
| | | | ③ 認知症初期集中支援チーム |
| 第4節 高齢者の 生きがいづくりと 社会参加の促進 | (1) 就労支援 | ① 高齢者への生きがい就労の支援 | |
| | | ② 高齢者の就労支援 | |
| | (2) ボランティア 活動・社会 参加の促進 | ① ボランティア活動の活性 | |
| | | ② ボランティア情報の提供 | |
| | | ③ 老人クラブ活動の促進 | |
| | | ④ 住民公益活動団体への支援 (住民公益活動補助金の交付) | |
| | | ⑤ 町民大学青樹堂・町民大学院青樹堂 | |
| | | ⑥ 生きがいデイサービス事業 | |
| | | ⑦ ふれあいサロン「かざぐるま」の開催 | |
| | | ⑧ 老人福祉大会の開催 | |
| | | ⑨ 広報活動の充実 | |

第1節 地域包括ケアシステムの構築

1. 地域包括ケアシステムの充実

①地域ケア会議推進事業

事業概要

【担当課】 地域包括支援センター

| 事業の内容 | |
|--|------------|
| 個別ケースごとに課題や要因・背景を整理し、必要な参加者を選定して会議を開催します。行政職員、医療・介護関係者、民生委員・児童委員、地域住民、団体等の多職種が共同で意見を出し合い解決を図ります。 | |
| 事業の目的 | |
| 対象者に行う個別ケースの支援（地域ケア会議）の内容の検討を通じて、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを「地域ケア推進会議」で行います。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 65歳以上の方及び要介護認定者の方 | 地域包括支援センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 「地域ケア会議」で積み上げた個別ケースの課題を「地域ケア推進会議」で検討し、地域づくりや政策形成に繋げています。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 地域ケア会議の実施 回数（回） | 2 | 6 | 5 | 2 | 2 | 2 |

今後の取組方針

これまで通り、個別ケースに対応する「地域ケア会議」に加え、介護予防のための「地域ケア個別会議」も実施します。

② 酒々井町多職種連携の会

事業概要

【担当課】 地域包括支援センター

| 事業の内容 | |
|---|------------|
| 多職種間の相互の理解や情報共有、顔の見える関係性を作るため、医療・介護関係者が多職種でグループワークや講義等の研修を行います。 | |
| 事業の目的 | |
| 地域の医療・介護関係者が意見交換し、現場レベルで連携が促進される関係を構築します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 町内や近隣自治体にある医療機関・ 介護事業所 | 地域包括支援センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 今後も感染状況により、参集型とリモートを使い分け、医療関係者と介護関係者の勉強会を実施します。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 開催した回数 （回） | 中止 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| 参加者の人数 （人） | 中止 | 94 | 160 | 60 | 60 | 60 |

今後の取組方針

「酒々井町多職種連携の会」の開催を継続し、連携を深める取組を行っていきます。

③ 生活支援体制整備事業

事業概要

【担当課】 地域包括支援センター

| 事業の内容 | |
|--|------------|
| 生活支援・介護予防の体制整備に向けた調整役として「生活支援コーディネーター」を配置しています。地域住民による支え合い活動を広げるための体制を整備しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘を通じて生活支援・介護予防の充実を促進します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 全町民 | 地域包括支援センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 新型コロナウイルスの感染により、集まりの場などの閉鎖などが相次ぎました。その中でできる事を模索したものの、事業も停滞気味になりました。第9期は地域ケア会議を通して、地域の困りごとを把握し、地域でのボランティア人材の創出及び開拓をしていく必要があります。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 生活支援コーディネーターの人数（人） | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |

今後の取組方針

今後も地域の困りごと（ニーズ）を調査し、必要な生活支援サービス等を創出するとともに、既存サービスの利用に繋げていきます。

④ 家族介護慰労金支給事業【新規】

事業概要

【担当課】 健康福祉課 介護保険班

| 事業の内容 | |
|--|-------------|
| ①町内在住の方 ②要介護3以上の方と同居している方 ③過去1年間、介護保険サービスを利用しなかった方 すべての要件を満たした方に年間10万円を支給します。 | |
| 事業の目的 | |
| 居宅において要介護高齢者等の介護を行う家族等に対し、家族介護慰労金を支給することにより、当該家族等の身体的負担等の軽減を図ります。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 「町内在住」「要介護3以上の方と同居」「過去1年間、介護保険サービスを利用しなかった」のすべての要件を満たす方 | 健康福祉課 介護保険班 |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 該当者（人） | 6 | 3 | 2 | 5 | 5 | 5 |

今後の取組方針

制度内容を周知します。

⑤ 介護職員初任者研修補助金 【新規】

事業概要

【担当課】 健康福祉課 介護保険班

| 事業の内容 | |
|--|-------------|
| 初任者研修の受講料の半額を補助します（上限額 50,000 円）。 | |
| 事業の目的 | |
| 介護職員初任者研修を終了し、町内の介護サービス事業所に就業する者に対し、受講に要する経費の一部を補助します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 介護職員初任者研修を終了し、町内の介護サービス事業所に就業する者 | 健康福祉課 介護保険班 |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 該当者（人） | | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 |

今後の取組方針

制度内容を周知します

第2節 高齢者福祉サービスの充実

1. 在宅支援

① 日常生活自立支援事業

| | | | |
|--|----------------|--------------|---------|
| 事業概要 | | 【担当課】 | 社会福祉協議会 |
| 事業の内容 | | | |
| 判断力が低下してきた方を対象に、福祉サービスを利用する手続きや日常的な金銭管理を支援しています。 | | | |
| 事業の目的 | | | |
| 高齢者や障がい者の方々の福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域で安心して生活できるように支援します。 | | | |
| 対象者 | 事業の実施主体 | | |
| 高齢者や障がい者等で、日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方 | 社会福祉協議会 | | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | | |
| 実際に支援を行う生活支援員が不足しており、専門員（社協職員）が直接支援するケースが多く、生活支援員の確保が課題となっています。また、判断力が低下した利用者や成年後見制度の利用が必要と思われる相談者が、適切に制度を利用できる仕組みが必要です。 | | | |

| 評価指標 | | ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です | | | | |
|-------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 利用者数（人） | 29 | 27 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 支援回数（回） | 310 | 347 | 350 | 350 | 350 | 350 |

| |
|---|
| 今後の取組方針 |
| 支援を必要としている方に適切な支援を行うとともに、生活支援員の確保に取り組みます。 |

② 日常生活の支援（成年後見人制度利用支援事業）

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|---|-----------|
| 助成金額は、在宅者については月額 28,000 円、施設入所者は月額 18,000 円を上限として町長が決定した額を助成しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 成年後見制度の利用が必要な方で、申し立てを行う親族がない場合に、町が成年後見開始の申し立て手続きを行い、申し立て費用や後見人等報酬の負担費用を助成します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 財産の管理や契約事務等に関して認知症等により支援が必要な 65 歳以上の方、知的障がい者又は精神障がい者の方 | 健康福祉課 福祉班 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 今後、申立件数が増えることが予想されるため、要綱の改正について検討する必要があると思われます。 | |

評価指標

※令和 5 年度（2023 年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第 8 期計画） | | | 見込（第 9 期計画） | | |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 令和 3 年度 (2021 年度) | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) | 令和 7 年度 (2025 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) |
| 申立件数（件） | 2 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 |

今後の取組方針

引き続き助成を行っていきます。

③ 生活援助用具の貸出

事業概要

【担当課】 社会福祉協議会

| 事業の内容 | |
|---|---------|
| 電動ベッド、車いす、つえ、松葉つえ、歩行器、シルバーカー等を貸し出しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 生活援助用具の無料貸し出しを行い、一時的な在宅での生活支援の充実を図っています。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 生活援助用具を必要とする方 | 社会福祉協議会 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 貸出用具は寄附によるものが多く、用具のメンテナンスや保管場所が課題となっています。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 貸出件数（件） | 32 | 49 | 50 | 50 | 50 | 50 |

今後の取組方針

引き続き在宅での生活支援の充実に努めていきます。

④ 生活援助用具の購入助成

事業概要

【担当課】 社会福祉協議会

事業の内容

「介護保険被保険者証」「身体障害者手帳」等の交付を受けている方で、それぞれの給付の対象とならない生活援助用具を購入した場合、購入費の一部を助成しています。（対象とならない用具もあります。）

事業の目的

生活援助用具の購入費の助成を行い、在宅での生活支援の充実を図っています。

対象者

事業の実施主体

生活援助用具を必要とする方

社会福祉協議会

事業を取り巻く現況と課題

どのような生活援助用具が対象となるか適切に判断する必要があります。

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 購入費助成件数 (件) | 2 | 0 | 3 | 5 | 5 | 5 |

今後の取組方針

活用方法等の情報発信を行っていきます。

⑤ 紙おむつ購入助成

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|---|-----------|
| 紙おむつ等を購入する際に利用できる「紙おむつ等購入助成券」（1枚 1,000円）を1人あたりひと月3枚を上限として、年間最大36枚交付しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 在宅の要介護高齢者及び心身障がい者に紙おむつの購入助成をすることにより、介護者及びその家族の経済的、精神的な負担の軽減を図ります。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 65歳以上の、在宅で介護保険の要介護1又は2の認定を受けた市町村民税非課税世帯の方、要介護3～5の方については世帯の合計所得が900万円以下の方、及び身体障がい者手帳・療育手帳の交付を受けた方 | 健康福祉課 福祉班 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 本事業に協力する店舗が増加している一方で、助成券で購入するために店舗に出向く必要がある（現物支給の際は自宅への配送であった）ほか、購入に際しては家族や支援員の協力が不可欠といった課題があります。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 給付者数＜介護＞ （人） | 50 | 74 | 80 | 85 | 85 | 85 |
| 給付者数＜障害＞ （人） | 45 | 51 | 55 | 60 | 60 | 60 |

今後の取組方針

引き続き、購入助成券を交付し事業を継続していきます。

⑥ ワンコインサービス

事業概要

【担当課】 社会福祉協議会

| 事業の内容 | |
|---|---------|
| 地域の登録ボランティアが行う、有償ボランティアサービスです。 【15分程度の軽作業…100円】【30分程度の軽作業…500円】 | |
| 事業の目的 | |
| 高齢者等のいる世帯で、日常生活のちよとした困りごとを支援し、地域住民の相互扶助精神の醸成及びボランティア活動の拡充を図ります。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●70歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯・障がい者のいる世帯 ●乳幼児又は妊産婦のいる世帯 | 社会福祉協議会 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| ニーズが高まりつつある中、ボランティアの人数は増加しているが、利用内容に応じたボランティアの確保が課題となっています。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 延べ利用者数 (人) | 216 | 240 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| 登録ボランティア数 (人) | 40 | 45 | 40 | 40 | 40 | 40 |

今後の取組方針

高齢者の一人暮らし世帯が増える状況の中、サービス内容の周知とボランティアの募集に努めていきます。

⑦ 救急医療情報キット配布事業

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|--|-----------|
| 「かかりつけ医」「薬剤情報提供書（写）」「持病」などの医療情報や緊急連絡先を救急時に救急車の救急隊員に伝達する「救急医療情報キット」を配布しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 在宅で生活する高齢者や障がい者などの安全・安心を確保します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 75 歳以上の方で構成される世帯、75 歳以上の方と障がい者で構成される世帯、75 歳以上の方と 18 歳以下の方（障がい者を除く）で構成される世帯、75 歳以上の方と障がい者及び 18 歳以下の方（障がい者を除く）で構成される世帯、身体障害者手帳（1 級、2 級）、知的障害者手帳（A）、（Aの1・2、Aの1、Aの2）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）、要介護 1 以上の認定を受けている方 | 健康福祉課 福祉班 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 自宅で一人暮らしをしている高齢者を中心に利活用していただけるよう推進します。 | |

評価指標

※令和 5 年度（2023 年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第 8 期計画） | | | 見込（第 9 期計画） | | |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 令和 3 年度 （2021 年度） | 令和 4 年度 （2022 年度） | 令和 5 年度 （2023 年度） | 令和 6 年度 （2024 年度） | 令和 7 年度 （2025 年度） | 令和 8 年度 （2026 年度） |
| 配布人数（人） | 6 | 12 | 10 | 20 | 20 | 20 |

今後の取組方針

今後も継続し実施します。

⑧ 給食サービス

| | | |
|--|----------------|----------------------|
| 事業概要 | | 【担当課】 社会福祉協議会 |
| 事業の内容 | | |
| 酒々井町に住所がある方で、75歳以上で食事の支度等が困難な高齢者のうち「見守りが必要な一人暮らしの方」、「配偶者若しくは同居者が入院したこと等により、一人暮らしの状態となった方」、「高齢者世帯のうち、見守りが必要でかつ食事の支度等が困難な世帯の方」で給食を希望する方に安否確認を兼ねて、月3回、弁当の配食を行います。 | | |
| 事業の目的 | | |
| 真に見守りが必要な高齢者に対して給食サービスを実施することにより、高齢者の日常生活の状況を把握し、緊急時の対応や孤独感の解消等の支援を行います。 | | |
| 対象者 | 事業の実施主体 | |
| 75歳以上の町民のうち上記に該当する方 | 給食サービス「菜のはな会」 | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | |
| コロナ禍での事業中止の影響やボランティアの高齢化により、事業再開時に事業に協力していただけるボランティアが減少しました。 | | |

| 評価指標 | | ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です | | | | |
|-------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 回数（回） | 中止 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| 食数（食） | 中止 | 1,499 | 1,860 | 1,860 | 1,860 | 1,860 |
| 利用者数（人） | 中止 | 57 | 60 | 60 | 60 | 60 |

| |
|-------------------------------------|
| 今後の取組方針 |
| ボランティア会員の増強を推進し、配食数に対応可能な体制確保に努めます。 |

2. 移動支援

① 移動手段の確保（「しすいふれ愛タクシー」）

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|--|---------|
| 平成16年度（2004年度）より利用者の自宅から目的地まで、乗合タクシー方式による送迎サービスを行っています。利用料金については、町内の移動は300円、町外にある2か所の医療機関への移動は500円。 小学校の登下校時間に限り、無料でスクールバスを運行しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 高齢者を始めとする交通弱者への移動手段を確保します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 町内在住・在勤の方、小学生（スクールバス） | 社会福祉協議会 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| システム会社の都合により、現行のシステム機器の使用が令和5年度までとなり、今後のシステム利用について業者と協議を行っています。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| しすいふれ愛タクシー 延べ利用者（人） | 10,248 | 11,038 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | 12,000 |
| 運行日数（日） | 242 | 243 | 240 | 240 | 240 | 240 |

今後の取組方針

コスト面も含め、適切な運行方法について改めて検討を行います。

② 高齢者外出支援タクシー利用助成事業

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|--|-----------|
| 町内の移動に利用できる「タクシー利用助成券」（1枚 500円）を1人あたりひと月4枚を上限に、最大48枚交付しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 高齢者の日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大に貢献します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 75歳以上で運転免許証を有していない方、又は病気などにより自動車などを運転することができない方 | 健康福祉課 福祉班 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 町内のみでの運行、利用枚数の制限等について、町民より意見があることから、今後の運行方法について検討する必要があります。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 利用者数（人） | 342 | 433 | 548 | 590 | 640 | 690 |
| 延べ利用枚数 （枚） | 8,195 | 10,175 | 12,633 | 13,000 | 13,500 | 14,000 |

今後の取組方針

利用者へアンケートを実施し、意見を踏まえ、運行の範囲、利用方法の変更等を検討し、高齢者の移動手段として更なる利便性の向上を図ります。

③ 福祉タクシー事業

| | | |
|---|----------------|-----------------|
| 事業概要 | | 【担当課】 健康福祉課 福祉班 |
| 事業の内容 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 町内に住所を有し、かつ居住する重度心身障がい者等が、外出のためタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、タクシーの利用を容易にしています。 ● 割引券を年間 30 枚配布。対象者がタクシーを利用する場合、料金の 1/2 を助成。ただし、助成額の上限は 1,000 円です。 | | |
| 事業の目的 | | |
| 社会生活の範囲を広げ、重度心身障がい者等の福祉の増進を図ります。 | | |
| 対象者 | 事業の実施主体 | |
| 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者（下肢、体幹、視覚障がい者は 3 級も対象）、A の 2 以上の療育手帳保持者、要支援 2 又は要介護認定を受けている方 | 健康福祉課 福祉班 | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | |
| 平成 29 年（2017 年）10 月から要介護認定者、平成 31 年（2019 年）4 月から要支援 2 の認定者まで対象を拡大しました。 | | |

| 評価指標 | | ※令和 5 年度（2023 年度）は実績見込み値です | | | | |
|-----------------|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 指標（単位） | 実績（第 8 期計画） | | | 見込（第 9 期計画） | | |
| | 令和 3 年度 (2021 年度) | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) | 令和 7 年度 (2025 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) |
| 利用者数<障害> (人) | 70 | 61 | 70 | 90 | 90 | 90 |
| 利用者数<介護> (人) | 118 | 110 | 120 | 120 | 120 | 120 |

今後の取組方針

重度心身障がい者等の移動支援のために、継続して実施します。

④ 高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|---|-----------|
| 町内の移動に利用できる「タクシー利用助成券」（1枚 500円）を40枚交付。なお、対象者には1人1回限りの交付です。有効期限は、75歳の誕生日の前日までとなっています。ただし、73歳の誕生日以降に返納した方は、返納した日から2年間となります。 | |
| 事業の目的 | |
| 自動車の運転に不安のある高齢者が自主的に運転免許証を返納した後の日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大に貢献します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 平成31年（2019年）4月1日以降、運転免許証を自主返納した時の年齢が70歳以上75歳未満の方（経歴証明等の証明が必要） | 健康福祉課 福祉班 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査により、移動方法について自動車を自らが運転すると回答した高齢者が64.9%と、前回調査時（2020年）の61.9%と比べ3.0ポイント上昇しました。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 利用者数（人） | 19 | 19 | 20 | 15 | 15 | 15 |
| 延べ利用枚数 （枚） | 174 | 125 | 120 | 110 | 110 | 110 |

今後の取組方針

高齢者の移動手段として継続して実施します。

⑤ 街頭監視活動

| | | |
|--|----------------------|-----------------|
| 事業概要 | | 【担当課】 総務課 危機管理室 |
| 事業の内容 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●街頭監視活動 ⇒季節ごとの交通安全運動期間で、街頭監視活動を実施しています。 ●その他、広報等による正しい交通ルールの理解及び、企業等に佐倉地区交通安全運転管理者協議会への加入啓発を行っています。 | | |
| 事業の目的 | | |
| 佐倉警察署及び佐倉交通安全協会酒々井支部と協力し、高齢者及び交通弱者に対する思いやりと交通安全意識の高揚を図ります。 | | |
| 対象者 | 事業の実施主体 | |
| 全町民 | 佐倉警察署及び佐倉交通安全協会酒々井支部 | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | |
| 今後さらに高齢者が増えると予想されるため、高齢者を対象としたものについて検討する必要があると考えます。 | | |

| 評価指標 | | ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です | | | | |
|---------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 街頭監視活動 (回) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 交通安全教室 (回) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

| | |
|--|--|
| 今後の取組方針 | |
| 引き続き現状継続とし、高齢者及び交通弱者に対する思いやりと交通安全意識の高揚を図ります。 | |

3. 健康維持

① 健康教育の充実

事業概要

【担当課】 健康福祉課 保健センター

| 事業の内容 | |
|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病予防教室 ⇒食事、運動等日常生活を見直すことにより糖尿病の予防、又は悪化を予防します。 ●ヘルスアップセミナー ⇒体操・ウォーキング・講義・料理教室等を通して、生活習慣病予防についての知識の普及・啓発に努めます。 | |
| 事業の目的 | |
| 健康づくり、生活習慣病予防に努めます。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 【糖尿病予防教室】 特定健康診査の糖尿病検査、または腎機能検査にて要指導・要医療の方、及び参加を希望する町民 【ヘルスアップセミナー】 20歳以上の方 | 健康福祉課 保健センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 糖尿病予防教室及びヘルスアップセミナーへの参加者が総じて少なく、とりわけ高齢者以外の若い年齢層の参加者数が極めて少ない状況となっています。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 糖尿病予防教室 実施回数（回） | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 糖尿病予防教室 参加延べ人数（人） | 0 | 22 | 75 | 60 | 60 | 60 |
| ヘルスアップセミナー 実施回数（回） | 0 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ヘルスアップセミナー 参加延べ人数（人） | 0 | 44 | 50 | 50 | 50 | 50 |

今後の取組方針

健康づくりに役立つよう内容を充実させるとともに、多くの年代の方々の参加を促していきます。

② 健康診査の充実（骨粗しょう症予防）

事業概要

【担当課】 健康福祉課 保健センター

| 事業の内容 | |
|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●骨粗しょう症予防検診 ⇒DXA 法で検査を実施します。受診者へ結果説明と保健師または栄養士による個別の保健指導を実施します。 ●骨粗しょう症予防セミナー ⇒講義及び超音波法による骨密度測定を実施します。 | |
| 事業の目的 | |
| 骨粗しょう症予防検診及び骨粗しょう症予防セミナーを開催することで、早期に骨量減少を発見し、食生活、運動習慣等の生活習慣の改善や寝たきりを予防します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 【骨粗しょう症予防検診】 30、35、40、45、50、55、60、65、70 歳の女性 【骨粗しょう症予防セミナー】 71 歳以上の女性 | 健康福祉課 保健センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 受診率は高齢者では高い一方で、若い世代は低くなっています。また、骨密度が低下している高齢者の割合も増えています。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 骨粗しょう症予防検診対象者数（人） | 1,043 | 1,136 | 1,009 | 990 | 1,074 | 1,122 |
| 骨粗しょう症予防検診受診者数（人） | 219 | 233 | 250 | 400 | 400 | 400 |
| 骨粗しょう症予防セミナー（人） | 0 | 29 | 30 | 30 | 30 | 30 |

今後の取組方針

早期に骨量減少を発見し、生活習慣の改善や寝たきりを予防するため検診やセミナーの周知に努めます。また、骨密度が低い方が医療機関で適切な医療を受けられるよう受診勧奨を行います。

③ 健康診査の充実（成人歯科検診）

事業概要

【担当課】 健康福祉課 保健センター

| 事業の内容 | |
|--|--------------|
| 町内委託医療機関で問診及びむし歯、歯周組織検査を実施します。 | |
| 事業の目的 | |
| 口腔ケアの重要性を周知し、受診率の向上を図るため、様々な機会を通じ周知活動を行います。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 40歳以上（治療中の方を除く） | 健康福祉課 保健センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 受診頻度が低いと、歯を喪失することにつながってしまうため、健康寿命の延伸のため、多くの方に受け入れてもらえるように働きかけることが大切です。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 成人歯科検診 (人) | 61 | 46 | 98 | 90 | 90 | 90 |

今後の取組方針

多くの方に受診してもらえよう、工夫して周知に努めます。

④ 健康診査の充実（特定健康診査及び特定保健指導）

| | |
|---|-----------------------------|
| 事業概要 | 健康福祉課 国保年金班 【担当課】 保健センター |
| 事業の内容 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査では、身体計測・血圧・血液・貧血・尿検査・腎臓機能検査を行い、さらに医師が必要と認めた場合、心電図・眼底検査を行います。 ● 特定保健指導では、健診時の健康相談、要医療者への保健指導を実施しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 生活習慣病を引き起こす恐れのある、メタボリックシンドロームとその予備群を早期に発見し、生活習慣病発生リスクの高い人に保健指導を実施することにより、生活習慣改善や治療に繋がっていきます。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 【特定健康診査】 国民健康保険加入者のうち、40歳から74歳までの方 【特定保健指導】 特定健康診査の結果、特定保健指導が必要とされた方 | 健康福祉課 国保年金班 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 未受診者の特徴として、治療中の人や若年層（40代～50代）が多くいます。また、脂質、血圧の有所見率が県で上位を占めています。 | |

| 評価指標 | ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です | | | | | |
|--------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 特定健康診査受診率（%） | 36.8 | 38.7 | 39.0 | 39.5 | 40.0 | 40.5 |
| 特定保健指導実施率（%） | 38.4 | 41.1 | 39.5 | 40.0 | 40.5 | 41.0 |

| |
|---|
| 今後の取組方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 町医師部会と連携し、治療中の未受診者に対し受診勧奨を行います。 ● 個人の特性に加え、若年層に特化した受診勧奨通知を検討します。 ● 引き続き、健診機関や保健センターと協力し、生活習慣病の重症化を予防していきます。 |

⑤ はり、きゅう、マッサージ等施術利用助成

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|---|-----------|
| はり・きゅう・マッサージの施術を受ける際に利用できる「はり・きゅう・マッサージの利用券」（1枚1,000円）を1人あたりひと月2枚を上限として、年間最大24枚交付しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 町民の健康保持増進に資するために、はり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施術を利用する方に対して施術に要した費用の一部を助成します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 65歳以上の方 | 健康福祉課 福祉班 |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 延べ利用枚数 (枚) | 4,345 | 4,631 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |

今後の取組方針

現状の内容で事業を継続します。

⑥ 交流拠点施設「げんき館」の運営 【新規】

事業概要

【担当課】 健康福祉課 介護保険班

| 事業の内容 | |
|---|--------------------|
| 高齢者と多世代の町民との交流を促進するための施設「げんき館」を開設し、指定管理者による運営を行っています。 | |
| 事業の目的 | |
| 高齢者と多世代の町民との交流を促進し、町民一人ひとりがそれぞれのライフステージにあった健康づくりに取り組み、いつまでも元気な暮らしを楽しむことができるよう支援します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 全町民 | 株式会社グッドスタッフ（指定管理者） |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 来館者数（人） | | 1,611 | 3,500 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |

今後の取組方針

イベント等を開催し、地域の交流の場として浸透させます。

⑦ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業【新規】

事業概要

【担当課】 健康福祉課 国保年金班

| 事業の内容 | |
|---|-------------|
| KDB システムを活用し、地域の健康課題の把握、事業の計画、実施、評価を行います。 | |
| 事業の目的 | |
| 後期高齢者の保健事業について、町で行っている介護予防事業や、国民健康保険における保健事業と一体的に実施することで、効果的かつ効率的に後期高齢者の健康維持を目指します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 75 歳以上の全町民 | 健康福祉課 国保年金班 |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| ハイリスクアプローチの 事業数 | | | | 1 | 2 | 3 |

今後の取組方針

- 保健事業、介護予防事業と連携し、事業について検討します。
- ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを企画し、実施に向けて調整します。

4. 介護予防

① しすいハート体操などの普及促進（介護予防普及啓発事業）

事業概要

【担当課】 健康福祉課 保健センター

| 事業の内容 | |
|---|--------------|
| 「しすいハート体操」の普及促進を図るとともに、65歳以上の高齢者を対象に、介護予防のための運動教室の実施や口腔機能向上のためのプログラムを開催します。 | |
| 事業の目的 | |
| 介護予防のための運動や口腔機能向上を目的としています。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 65歳以上の方 | 健康福祉課 保健センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 教室の内容、開催時期によっては参加人数が集まらず、中止、回数を縮小した教室がありました。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 教室数 | 4 | 10 | 9 | 6 | 5 | 4 |
| 実施回数（回） | 5 | 28 | 25 | 18 | 15 | 12 |
| 参加者数（人） | 39 | 111 | 130 | 120 | 100 | 80 |
| 延べ参加者数 （人） | 48 | 269 | 320 | 360 | 300 | 240 |

今後の取組方針

- 教室の内容、回数を見直しを実施しながら、今後も介護予防普及啓発事業を進めます。
- 今後、各教室の実施前にしすいハート体操を実施することで、参加者の体操を実施する機会を増やしていきます。

② 介護予防リーダーの養成（地域介護予防活動支援事業）

事業概要

【担当課】 健康福祉課 保健センター

| 事業の内容 | |
|--|--------------|
| 希望するサークルなどに講師を派遣するとともに、グループレADERの養成活動も行います。 | |
| 事業の目的 | |
| 地域で自主的に取り組む介護予防活動を支援します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 20歳以上の方 | 健康福祉課 保健センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 教室の内容、開催時期によっては参加人数が集まらず、中止、回数を縮小した教室がありました。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 教室数 | 2 | 5 | 10 | 20 | 21 | 22 |
| 実施回数（回） | 4 | 20 | 19 | 23 | 24 | 25 |
| 参加者数（人） | 11 | 157 | 300 | 400 | 420 | 440 |
| 延べ参加者数 （人） | 20 | 210 | 360 | 460 | 480 | 500 |

今後の取組方針

- 町民主体の取組ができるように出前健康講座の周知、普及を図りながら、地域介護予防活動支援事業を増やしていきます。
- しやすいハート体操、ヨガなど参加しやすい教室を出前健康講座として実施し、地区での町民主体の実施を支援します。

5. 安全対策・安否確認

① SOS ネットワーク事業（SOS 高齢者等事前登録事業）

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|---|------------------|
| <p>行方不明者の早期発見に繋がるよう、防災行政無線による捜査情報放送等を実施しています。そのため、対象者の身体的特徴及び家族等の連絡先を町に登録し、ふだん履く靴のかかと部分に貼るステッカー（登録番号入りの反射ステッカー）を交付しています。また、GPSを利用した位置情報検索システムを新規契約する際の加入料金も助成しています。</p> | |
| 事業の目的 | |
| <p>徘徊等による行方不明者の増加に対し、行政（佐倉市・八街市・酒々井町）・警察・消防が一体となり地域の民間団体の協力のもと、行方不明者を早期発見・保護及び予防することを目的としています。</p> | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| <p>SOS 高齢者等事前登録事業に登録している方（行方不明となるおそれのある高齢者等）</p> | <p>健康福祉課 福祉班</p> |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| <p>行方不明となるケースが増加していることからステッカーの利用を促進します。</p> | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| <p>検索依頼件数 (件)</p> | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| <p>SOS 高齢者等 事前登録 (件)</p> | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

今後の取組方針

現状の内容で事業を継続します。

② 緊急通報装置の貸与

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|--|-----------|
| 緊急通報装置を設置・貸与しています。緊急通報装置については、固定型と携帯型（ペンダント型）があり、選択が可能です。 | |
| 事業の目的 | |
| 緊急時の疾病や困りごとに迅速かつ適切に対応します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 65 歳以上の一人暮らしの方、65 歳以上の世帯で、世帯に属する方のいずれかが介護認定者又は重度身体障がい者の世帯 | 健康福祉課 福祉班 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 協力員 2 名の選出が困難になってきています。そうした中で、かけつけサービスを導入し協力員 1 名でも申請を受けるとしています。 | |

評価指標

※令和 5 年度（2023 年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第 8 期計画） | | | 見込（第 9 期計画） | | |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 令和 3 年度 (2021 年度) | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) | 令和 7 年度 (2025 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) |
| 設置・貸与人数 (人) | 66 | 73 | 80 | 90 | 90 | 90 |

今後の取組方針

現状の内容で事業を継続します。

③ 避難行動要支援者名簿登録及び高齢者等の安否確認

| | | |
|---|----------------|-----------------|
| 事業概要 | | 【担当課】 健康福祉課 福祉班 |
| 事業の内容 | | |
| 災害時等に避難援助者等からの支援を受けるため、避難行動要支援者本人が必要な個人情報を提供することに同意し、自分の意思で登録する制度です。 災害時は、避難行動要支援者名簿の登録をされた方の安否確認を実施します。 | | |
| 事業の目的 | | |
| 災害時に援護を要する方の避難支援を迅速に行い、また、日頃から地域での見守りに活用するため制度の推進に努めます。 また、災害時や緊急時の際に、迅速かつ適切な対応及び効果的な安否確認を行います。 | | |
| 対象者 | 事業の実施主体 | |
| 災害時の一連の行動をとることに支援を要する人で、避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱に規定されている要件を満たし、必要な個人情報を支援者に提供することに同意した方 | 健康福祉課 福祉班 | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | |
| 利用者条件の拡充を検討します。 | | |

| 評価指標 | | ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です | | | | |
|------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 避難行動要支援者名簿登録者（人） | 227 | 231 | 230 | 230 | 230 | 230 |

| | |
|---|--|
| 今後の取組方針 | |
| 迅速かつ適切な対応及び効果的な安否確認を実施するため、土砂災害警戒区域、浸水区域、脆弱地盤区域に該当する避難行動要支援者のリストを作成します。 | |

第3節 認知症対策の推進

1. 認知症施策

① 認知症サポーター養成講座

事業概要

【担当課】 地域包括支援センター

| 事業の内容 | |
|--|------------|
| 町民が受講すると認知症サポーターの証として、オレンジリングを授与しています。職場・自治会などへの出前講座も行っています。参加費は無料です。 | |
| 事業の目的 | |
| 認知症に関する正しい知識や対応の仕方などを学ぶことができる講座です。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 全町民 | 地域包括支援センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| コロナによる閉じこもりの生活が長く続いたためか、高齢者の身体面や認知面の低下が目立つケースが多くなっています。認知症の方も増えているため、社会全体で認知症の方や家族を支えるため、サポーター養成講座をより一層進めていく必要があります。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 開催した回数 (回) | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 参加者の人数 (人) | 13 | 20 | 50 | 30 | 30 | 30 |

今後の取組方針

町の会場等で行う町民向けの「認知症サポーター養成講座」の開催を継続するとともに、受講を希望する自治会、職場、団体への出前講座を積極的に行います。

② しすいオレンジカフェ

事業概要

【担当課】 地域包括支援センター

| 事業の内容 | |
|--|------------|
| 認知症の方やそのご家族、地域の方など誰もが気軽に交流できる集いの場です。専門職も参加しており、認知症に関する相談も可能です。毎回テーマを替えた講座を開催します。地域への出前も行っています。 | |
| 事業の目的 | |
| 認知症に関する情報交換・相談・予防・症状の改善を目指した活動などができる場所です。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 全町民 | 地域包括支援センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 再開してから少しずつではありますが、参加者が伸びてきました。昨期は「地域の集まりの場」としての側面が強かったですが、今期は当事者本人も参加できるような場にしていきます。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 開催した回数 （回） | 1 | 9 | 12 | 4 | 4 | 4 |
| 参加者の人数 （人） | 7 | 158 | 250 | 80 | 80 | 80 |

今後の取組方針

認知症になっても住み続けられるまちづくりのため、認知症への理解を広める活動を引き続き継続するとともに、地域での出前オレンジカフェも実施します。

③ 認知症初期集中支援チーム

事業概要

【担当課】 地域包括支援センター

| 事業の内容 | |
|---|------------|
| 看護師や社会福祉士など複数の専門職が訪問し、家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートをします。 | |
| 事業の目的 | |
| 認知症の人やその家族に早期に関わり、早期対応に向けた支援体制を構築します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 40 歳以上で認知症疾患があるが、医療・介護のサービスを受けていない方 ● 認知症疾患があり、医療・介護のサービスを受けている人の対応に苦慮している家族など | 地域包括支援センター |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 2025 年問題を目前にし、認知症の相談が増えている現状があります。サポート医との連携が取りやすいことから、適切な医療やサービスに繋がったケースが多く見受けられます。今後もチームとして対応していく必要があります。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 対象者人数（人） | 5 | 6 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| サポート医との会議 （回） | 3 | 6 | 6 | 4 | 4 | 4 |

今後の取組方針

認知症に関する相談に対して、「認知症初期集中支援チーム」として対応します。また、対応の方針を地域包括支援センターで検討します。今後も支援の対象者には継続的に支援を行っていきます。

第4節 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

1. 就労支援

① 高齢者への生きがい就労の支援

| | | |
|--|-----------------------|-------|
| 事業概要 | 【担当課】 | 住民協働課 |
| 事業の内容 | | |
| 「公益社団法人 酒々井町シルバー人材センター」が行っている事業に対して、事業運営の支援や補助金の交付を行っています。 | | |
| 事業の目的 | | |
| 高齢期の社会参加による生きがいに繋がる就労支援を行います。 | | |
| 対象者 | 事業の実施主体 | |
| 60歳以上の方 | 公益社団法人 酒々井町シルバー人材センター | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | |
| 会員の高齢化が進み、作業種別の減少が始まっています。 | | |

| 評価指標 | ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です | | | | | |
|--------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 会員数（人） | 141 | 134 | 140 | 150 | 150 | 150 |

今後の取組方針

今後、当町における高齢者人口の増加が見込まれることから、継続して実施します。

② 高齢者の就労支援

| | | | |
|--|----------------------|-------|-------|
| 事業概要 | | 【担当課】 | 経済環境課 |
| 事業の内容 | | | |
| 千葉県ジョブサポートセンター及びジョブカフェちば、近隣市町と連携し、セミナーの開催等を通じた就労に関する情報の発信や支援に取り組みます。 | | | |
| 事業の目的 | | | |
| セミナーを通じた就労支援 | | | |
| 対象者 | 事業の実施主体 | | |
| 概ね 60 歳以上の方 | (株)セブンイレブン・ジャパン、酒々井町 | | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | | |
| 就職活動支援については、就業相談から面接等の対策、スキルアップセミナー、職業の紹介など、様々なステージがあり、個々のニーズに合わせた就業支援の実施方策を検討する必要があります。 | | | |

| 評価指標 | | ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です | | | | |
|--------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| シニア従業員の お仕事説明会 (回) | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |

| |
|---|
| 今後の取組方針 |
| 今後も引き続き千葉県ジョブサポートセンター及びジョブカフェちば、近隣市町と連携し、セミナーの開催等を通じた就労に関する情報の発信や支援に努めます。 |

2. ボランティア活動・社会参加の促進

① ボランティア活動の活性

| | | | |
|---|--|----------------|---------|
| 事業概要 | | 【担当課】 | 社会福祉協議会 |
| 事業の内容 | | | |
| ボランティア活動への参加者の増加を促進するため、ボランティアに関する入門、専門養成講座等を開催しています。 | | | |
| 事業の目的 | | | |
| 各種講座を通してボランティア活動への意識の高揚を図ります。 | | | |
| 対象者 | | 事業の実施主体 | |
| 全町民 | | 社会福祉協議会 | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | | |
| 既存のボランティア団体の活動内容に係る講座を多く実施する一方で、新規会員の入会にはつながらず、活動者の確保が課題です。 | | | |

| 評価指標 | | ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です | | | | |
|---------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 住民向けボランティア 講座（回） | 2 | 6 | 8 | 7 | 7 | 7 |

| |
|---|
| 今後の取組方針 |
| 講座受講者がそのままボランティア活動に結びつくような講座の内容の充実を図るとともに、様々なボランティア情報を発信していきます。 |

② ボランティア情報の提供

事業概要

【担当課】 社会福祉協議会

| 事業の内容 | |
|--|---------|
| ボランティア協議会と連携しながら広域のボランティアイベント等近隣市町との繋がりを深めるとともに、町内のボランティア団体や町民にボランティアに関する幅広い情報提供を行い、活動の活性化を図ります。 | |
| 事業の目的 | |
| ボランティア活動の推進を図ります。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 全町民 | 社会福祉協議会 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 新型コロナウイルスの感染防止のため参加をためらう人もおり、大人数の参加には至りませんでした。また、現状参加者と周知の方法が固定化してしまっています。 | |

今後の取組方針

今後も様々なイベントの周知を行うとともに、より多くの参加につながるよう周知方法を再検討します。

③ 老人クラブ活動の促進

事業概要

【担当課】 社会福祉協議会

| 事業の内容 | |
|--|----------|
| 老人福祉大会への参加、ハイキング、親睦旅行、作品展、囲碁将棋大会等を実施しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 高齢者の主体的な活動の場である老人クラブへの加入促進に努め、高齢者福祉の増進を図ります。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 概ね 60 歳以上の方 | 水仙クラブ連合会 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| コロナ禍の影響もあり、会員数やクラブ数が減少しています。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 会員数（人） | 330 | 308 | 278 | 278 | 278 | 278 |
| クラブ数 | 20 | 20 | 18 | 18 | 18 | 18 |

今後の取組方針

感染症対策に配慮して例年どおりの事業を実施するとともに、会員増強に努めます。

④ 住民公益活動団体への支援（住民公益活動補助金の交付）

事業概要

【担当課】 住民協働課

| 事業の内容 | |
|--|---------|
| 住民公益活動団体が実施する地域の課題解決を行っている事業に住民公益活動補助金（限度は3年間）を交付しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 地域で抱える社会的課題の解決に向けて住民公益活動団体が自発的に行う公益的な事業（住民公益活動）を対象とし、自立に向けた事業の助成を目的としています。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 住民公益活動団体（住民公益活動補助金を受け取った団体） | 住民協働課 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 活動している団体が減少しているため、補助金交付申請団体も減少傾向にあります。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 住民公益活動補助金の交付（件） | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

今後の取組方針

住民公益活動団体の活動の更なる活発化のため、若い世代の参加促進を図ります。

⑤ 町民大学青樹堂・町民大学院青樹堂

事業概要

【担当課】 中央公民館

| 事業の内容 | |
|---|---------|
| 町民大学青樹堂では、1年目は町の基礎を知り、2年目は専門的な知識、技能を学び個々のレベルアップを図ります。町民大学院青樹堂は、更なるレベルアップを図り、個々の専門的な知識に磨きをかけていきます。 | |
| 事業の目的 | |
| 町を深く知り、新しい仲間をつくり、社会参画を目指します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 全町民 | 酒々井町青樹堂 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 再雇用制度の導入や、定年後の雇用機会が増加したことにより、受講生の平均年齢が高くなっています。町民のニーズに応えられるよう講座の企画運営に努めます。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| しすい青樹堂（人） ※各年度の受講者を合算 | 30 | 26 | 25 | 20 | 20 | 20 |
| 青樹堂師範塾 （人） | 7 | 0 | 0 | 8 | 8 | 8 |

今後の取組方針

令和4年度に青樹堂運営検討委員会を開催し、今後の事業目標設定や、学習プログラムの構成及び内容の見直しを行い、コース別の学習機会を設けるなど、新たな事業を計画しました。

⑥ 生きがいデイサービス事業

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|---|-----------|
| 中央公民館（週1回）や隣保館（週2回）を会場とし、料理づくり、健康体操、脳トレなどのプログラムを実施しています。 | |
| 事業の目的 | |
| 高齢者の生活の質の向上、閉じこもりによる社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、生きがいのある生活を送ることで要介護状態への移行を予防します。また、プログラムで学んだ知識や技術を参加者が主体となって、町内の各地域で介護予防の普及活動を行います。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 60歳以上の方 | 健康福祉課 福祉班 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 火曜会の参加者が定員に迫っているため、開催日の増加について検討が必要です。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 延べ利用人数 （人） | 486 | 1,804 | 2,016 | 2,900 | 2,900 | 2,900 |
| 開催日数（日） | 48 | 144 | 145 | 145 | 145 | 145 |
| 実施会場 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

今後の取組方針

現状の内容で事業を継続します。

⑦ ふれあいサロン「かざぐるま」の開催

| | | |
|--|-----------------|---------------|
| 事業概要 | | 【担当課】 社会福祉協議会 |
| 事業の内容 | | |
| 毎月第1金曜日に中央公民館で行っている傾聴ボランティア「かざぐるま」がふれあいサロンを実施しています。また、会場まで来ることができない方のために、出張サロンとして地域の集会所等でも開催しています。 | | |
| 事業の目的 | | |
| ふれあいサロン活動を通して、高齢者同士の交流やボランティアとの交流により、地域コミュニティによる支え合いの強化を図ります。 | | |
| 対象者 | 事業の実施主体 | |
| 全町民 | 傾聴ボランティア「かざぐるま」 | |
| 事業を取り巻く現況と課題 | | |
| 通常のふれあいサロンの参加者は増加傾向ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により出張サロンの開催が令和2年度より見送られており、会場に来られない方々との交流ができていない状況です。 | | |

評価指標 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| サロン参加人数 (延べ人数) | 54 | 119 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 出張サロンの開催 (回) | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |

今後の取組方針

出張サロンを再開するとともに、より地域の繋がりを増やすべく新規参加者の獲得に努めます。

⑧ 老人福祉大会の開催

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

| 事業の内容 | |
|---|--------------|
| 歌謡ショーや、参加者等による演芸会、体力向上と健康維持を目的とした町オリジナルの介護予防体操「しすいハート体操」を行っています。また、88歳を迎える方には、米寿のお祝いとして長寿者顕彰と記念品を贈っています。令和元年度（2019年度）は午前2回、午後1回の3部制で実施しました。 | |
| 事業の目的 | |
| 多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝い、高齢者健康福祉の向上を目的として開催します。 | |
| 対象者 | 事業の実施主体 |
| 75歳以上の方 | 町と社会福祉協議会の共催 |
| 事業を取り巻く現況と課題 | |
| 対象者の増加のため、大会自体の実施方法を再検討する必要があります。 | |

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 （2021年度） | 令和4年度 （2022年度） | 令和5年度 （2023年度） | 令和6年度 （2024年度） | 令和7年度 （2025年度） | 令和8年度 （2026年度） |
| 対象者（75歳以上の人口） | 3,580 | 3,879 | 4,169 | 4,000 | 4,200 | 4,400 |
| 参加者（人） | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 | 100 |
| 88歳の長寿者（人） | 95 | 100 | 124 | 120 | 120 | 120 |

今後の取組方針

老人福祉大会懇談会を開催し、今後の事業について検討します。

⑨ 広報活動の充実

事業概要

【担当課】 健康福祉課 福祉班

事業の内容

- 「広報ニューすい」による情報提供
⇒最新の福祉に関する記事を掲載し、正確な情報を町民に提供します。
- SNSによる情報提供
⇒最新の福祉に関する記事について、SNSを通して発信していきます。
- しすい健康ふくしフェスティバル
⇒健康と福祉について考えるきっかけづくりと多世代の交流を目的に令和元年度（2019年度）に「しすい健康ふくしフェスティバル」を開催しました。イベントでは、体組成計の計測、AED講習、講演会など福祉に関する様々なイベントを行っています。
- 朗読奉仕グループ「虹」による活動
⇒朗読奉仕グループ「虹」が「広報ニューすい」、「議会だより」の朗読テープを作成し、視覚障害のある希望者に配布しています。町では、この活動の支援と周知を行い、利用者の拡大を図っています。

事業の目的

広報紙、イベント等様々な機会の活用や、ボランティアグループによる活動によって福祉に対する町民の意識啓発を図ります。

対象者

全町民

事業の実施主体

- 町と社会福祉協議会が共催
(しすい健康ふくしフェスティバル)
- 朗読奉仕グループ「虹」による活動

事業を取り巻く現況と課題

令和2年度～4年度まで中止となっているしすい健康ふくしフェスティバルの実施時期を検討します。

評価指標

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 指標（単位） | 実績（第8期計画） | | | 見込（第9期計画） | | |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| しすい健康ふくしフェスティバル参加者 (人) | 中止 | 中止 | 300 | 300 | 300 | 300 |

今後の取組方針

現状の内容で事業を継続します。

第5章 サービス事業の実態と 総給付量の見込み

第1節 事業量・事業費の推計の流れ

第9期計画期間における介護保険事業の事業量・事業費については、以下の手順で推計を行います。

【1】介護保険被保険者数の推計

▶ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」の推計値を使用

【2】要支援・要介護認定者数の推計

▶ 最近の要支援・要介護認定者数の伸び率を踏まえ、計画期間中の要支援・要介護認定者数を推計

【3】施設・居住系サービスの利用者数の推計

▶ 町内における今後の施設整備見通しを踏まえ、施設定員見込みや施設サービス等の利用実績に基づき、施設・居住系サービス利用者数を推計

【4】居宅サービスの利用者数の推計

▶ 要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅サービスの対象者数や居宅サービスの利用実績に基づき、居宅サービスの利用者数を推計

【5】介護給付費・地域支援事業費の推計

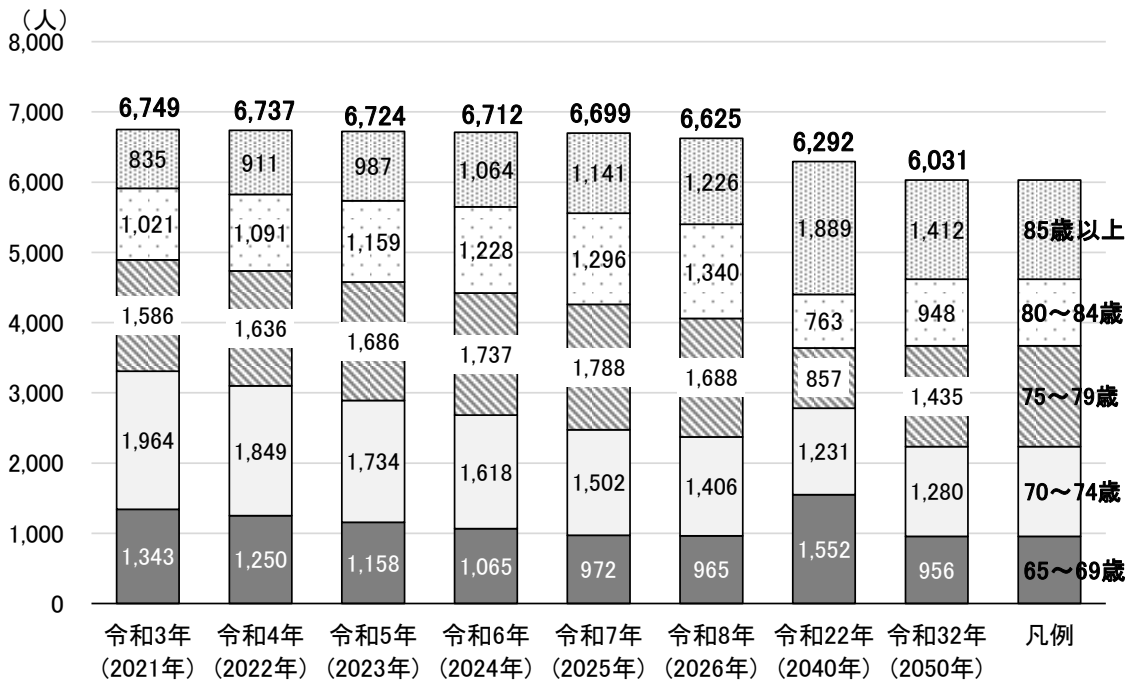
▶ 各サービスの利用者数や利用回（日）数に基づき、介護給付費等を推計

第2節 事業量・事業費の推計

1. 第1号被保険者数の推計

厚生労働省が提供する「地域包括ケア『見える化』システム」では、人口統計に基づく高齢者人口と第1号被保険者数との差異を補正する補正計数を用いて国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口」を補正したデータが提供されています。本計画における第1号被保険者数の推計値は、同システムが提供するデータを採用しています。

酒々井町の第1号被保険者数の推計

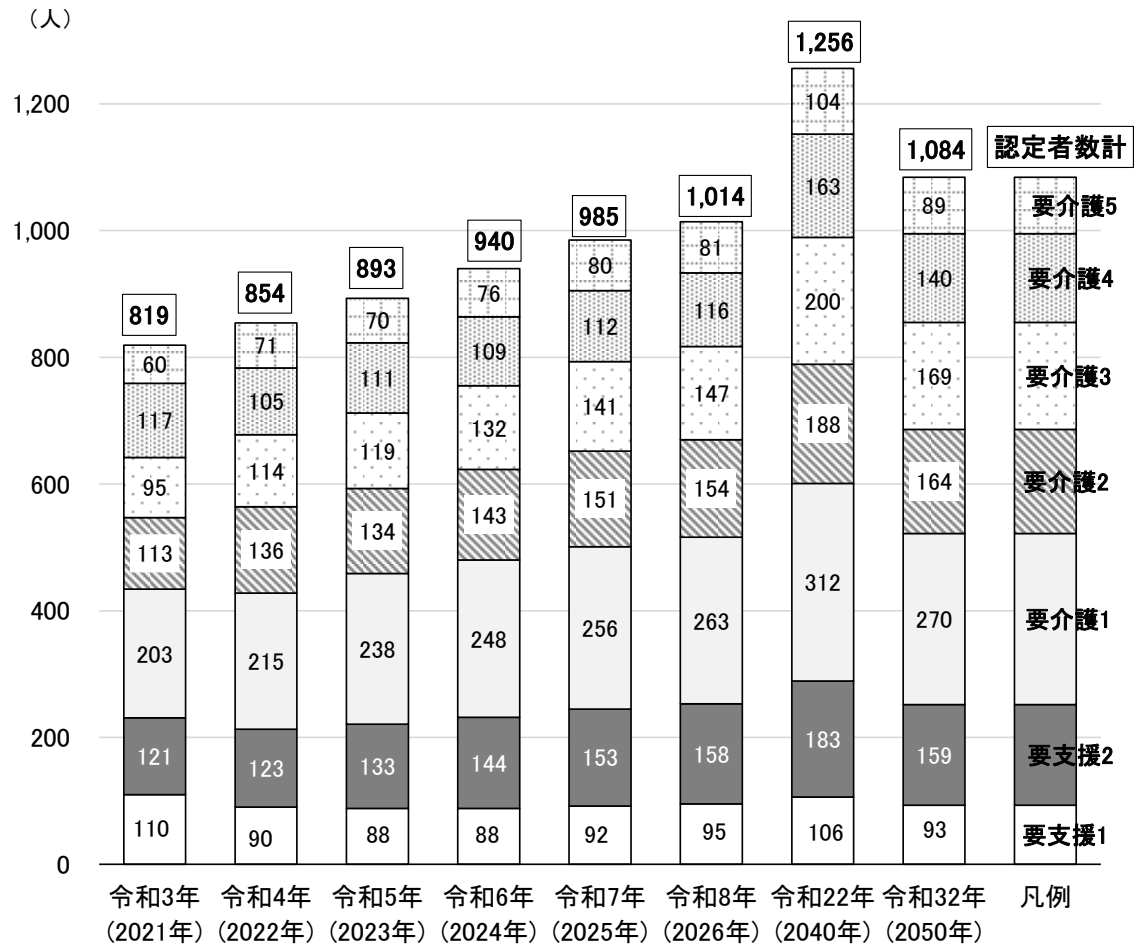


資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより

2. 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護者数の推計にあたっては、第1号被保険者数の推計値を基に、要支援・要介護認定率の過去の実績を踏まえ、以下の通り推計しました。

酒々井町の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推計



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより

3. 介護保険事業のサービス体系

介護保険事業のサービス体系は以下の通りです。

| 介護予防サービス | 居宅サービス |
|-------------------|-----------------------|
| | ○訪問介護 |
| ○介護予防訪問入浴介護 | ○訪問入浴介護 |
| ○介護予防訪問看護 | ○訪問看護 |
| ○介護予防訪問リハビリテーション | ○訪問リハビリテーション |
| ○介護予防居宅療養管理指導 | ○居宅療養管理指導 |
| | ○通所介護 |
| ○介護予防通所リハビリテーション | ○通所リハビリテーション |
| ○介護予防短期入所生活介護 | ○短期入所生活介護 |
| ○介護予防短期入所療養介護 | ○短期入所療養介護 |
| ○介護予防福祉用具貸与 | ○福祉用具貸与 |
| ○特定介護予防福祉用具購入費 | ○特定福祉用具購入費 |
| ○介護予防住宅改修 | ○住宅改修費 |
| ○介護予防特定施設入居者生活介護 | ○特定施設入居者生活介護 |
| 地域密着型介護予防サービス | 地域密着型サービス |
| | ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| | ○夜間対応型訪問介護 |
| | ○地域密着型通所介護 |
| ○介護予防認知症対応型通所介護 | ○認知症対応型通所介護 |
| ○介護予防小規模多機能型居宅介護 | ○小規模多機能型居宅介護 |
| ○介護予防認知症対応型共同生活介護 | ○認知症対応型共同生活介護 |
| | ○地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| | ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| | ○看護小規模多機能型居宅介護 |
| 介護予防支援サービス | 居宅介護支援サービス |
| | 施設サービス |
| | ○介護老人福祉施設 |
| | ○介護老人保健施設 |
| | ○介護医療院 |
| | ○介護療養型医療施設 |

4. 施設サービス利用者の実績・推計

①介護老人福祉施設

常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、生活全般の介護を提供します。現在、町内には施設が1か所（110床）整備されています。

本計画期間中の令和6年度（2024年度）に短期入所生活介護から16床の転換を図り、合計126床となり、また、令和7年度（2025年度）を目途に新たな施設（90床程度）の整備を予定しています。

【介護老人福祉施設】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 333,522 | 347,621 | 346,404 | 378,473 | 463,018 | 530,789 |
| 人数(人) | 105 | 109 | 106 | 114 | 139 | 159 |

②介護老人保健施設

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。

【介護老人保健施設】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 137,636 | 153,689 | 141,447 | 143,443 | 143,625 | 143,625 |
| 人数(人) | 43 | 45 | 41 | 41 | 41 | 41 |

③介護医療院

長期にわたり療養が必要である方に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その方の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

【介護医療院】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 1,643 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④介護療養型医療施設

療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を提供します。

介護療養型医療施設は令和5年度（2023年度）末に廃止期限を迎え、以降はその役割を介護医療院が継承します。

【介護療養型医療施設】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 4,002 | 2,937 | 0 | — | — | — |
| 人数(人) | 1 | 1 | 0 | — | — | — |

5. 居宅サービス・介護予防サービス利用者の実績・推計

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）を行います。

【訪問介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 76,216 | 80,907 | 88,931 | 94,690 | 101,115 | 104,678 |
| 回数(回) | 1,883.6 | 2,114.8 | 2,381.8 | 2,494.3 | 2,661.9 | 2,756.8 |
| 人数(人) | 102 | 106 | 118 | 124 | 131 | 135 |

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指します。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

【訪問入浴介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 11,680 | 7,558 | 6,093 | 6,179 | 6,751 | 6,751 |
| 回数(回) | 76.7 | 49.2 | 39.5 | 39.5 | 43.0 | 43.0 |
| 人数(人) | 14 | 11 | 9 | 9 | 10 | 10 |

【介護予防訪問入浴介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③訪問看護・介護予防訪問看護

利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

【訪問看護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 33,883 | 34,956 | 39,060 | 41,529 | 44,314 | 45,048 |
| 回数(回) | 651.9 | 713.3 | 821.7 | 862.0 | 918.1 | 933.3 |
| 人数(人) | 58 | 67 | 84 | 88 | 94 | 96 |

【介護予防訪問看護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 6,871 | 6,690 | 9,779 | 10,871 | 11,363 | 11,841 |
| 回数(回) | 162.9 | 158.8 | 211.6 | 232.2 | 242.5 | 252.8 |
| 人数(人) | 21 | 19 | 22 | 24 | 25 | 26 |

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

【訪問リハビリテーション】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 5,401 | 6,918 | 11,915 | 12,084 | 12,722 | 13,611 |
| 回数(回) | 145.0 | 180.0 | 298.0 | 298.0 | 313.5 | 334.7 |
| 人数(人) | 13 | 13 | 19 | 19 | 20 | 21 |

【介護予防訪問リハビリテーション】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 2,271 | 3,417 | 3,760 | 4,288 | 4,293 | 4,293 |
| 回数(回) | 65.2 | 98.0 | 102.2 | 114.8 | 114.8 | 114.8 |
| 人数(人) | 5 | 7 | 8 | 9 | 9 | 9 |

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士または歯科衛生士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図ります。

【居宅療養管理指導】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 12,644 | 13,058 | 12,896 | 14,130 | 15,045 | 15,650 |
| 人数(人) | 110 | 110 | 112 | 121 | 129 | 134 |

【介護予防居宅療養管理指導】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 1,374 | 715 | 654 | 663 | 664 | 773 |
| 人数(人) | 13 | 8 | 7 | 7 | 7 | 8 |

⑥ 通所介護

利用者の孤立感の解消、心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的に実施します。利用者が通所介護の施設（利用定員19人以上のデイサービスセンターなど）に通い、施設では食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

【通所介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 110,811 | 117,475 | 163,613 | 181,560 | 192,282 | 200,776 |
| 回数(回) | 1,200.9 | 1,252.0 | 1,687.1 | 1,838.2 | 1,937.3 | 2,020.2 |
| 人数(人) | 125 | 138 | 169 | 183 | 192 | 200 |

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

【通所リハビリテーション】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 38,857 | 43,215 | 94,742 | 104,593 | 113,249 | 115,777 |
| 回数(回) | 364.3 | 399.4 | 727.5 | 786.0 | 844.5 | 866.4 |
| 人数(人) | 49 | 55 | 68 | 72 | 76 | 79 |

【介護予防通所リハビリテーション】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 5,971 | 5,130 | 3,783 | 3,836 | 4,382 | 4,382 |
| 人数(人) | 13 | 11 | 8 | 8 | 9 | 9 |

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

自宅に閉じこもりがちな利用者の孤立感解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

【短期入所生活介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 62,016 | 47,860 | 51,918 | 57,035 | 61,156 | 65,471 |
| 回数(回) | 622.8 | 458.5 | 479.3 | 518.7 | 556.2 | 591.9 |
| 人数(人) | 48 | 37 | 48 | 52 | 56 | 59 |

【介護予防短期入所生活介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 209 | 343 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回数(回) | 2.8 | 5.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 人数(人) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑨短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

【短期入所療養介護（老健）】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 1,081 | 1,763 | 1,122 | 1,138 | 1,139 | 1,139 |
| 回数(回) | 8.9 | 14.8 | 9.8 | 9.8 | 9.8 | 9.8 |
| 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【介護予防短期入所療養介護（老健）】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑩短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）

【短期入所療養介護（病院等）】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【介護予防短期入所療養介護（病院等）】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑪ 短期入所療養介護（介護医療院）・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

【短期入所療養介護（介護医療院）】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【介護予防短期入所療養介護（介護医療院）】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑫ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

【福祉用具貸与】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 32,897 | 33,575 | 39,083 | 42,304 | 45,163 | 46,928 |
| 人数(人) | 212 | 220 | 241 | 259 | 274 | 284 |

【介護予防福祉用具貸与】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 3,522 | 4,196 | 4,392 | 4,635 | 4,944 | 5,106 |
| 人数(人) | 64 | 63 | 57 | 60 | 64 | 66 |

⑬特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を目的に福祉用具を購入した場合、購入費用の一部を支給します。

【特定福祉用具購入費】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 1,462 | 1,166 | 3,376 | 3,376 | 3,376 | 3,376 |
| 人数(人) | 4 | 3 | 7 | 7 | 7 | 7 |

【特定介護予防福祉用具購入費】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 494 | 438 | 947 | 947 | 947 | 947 |
| 人数(人) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

⑭住宅改修費・介護予防住宅改修

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、手すりの取り付け等特定の住宅改修を行った場合に、一定の限度額内において、かかった費用の一部を支給します。

【住宅改修費】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 2,254 | 3,527 | 3,315 | 3,315 | 3,315 | 3,315 |
| 人数(人) | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |

【介護予防住宅改修】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 3,327 | 2,517 | 3,468 | 3,468 | 3,468 | 3,468 |
| 人数(人) | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |

⑮特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

【特定施設入居者生活介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 53,730 | 49,618 | 52,800 | 56,051 | 58,504 | 60,324 |
| 人数(人) | 21 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |

【介護予防特定施設入居者生活介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 2,411 | 1,232 | 641 | 650 | 651 | 651 |
| 人数(人) | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

6. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス利用者の実績・推計

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携し、介護と看護の一体的なサービスを提供します。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 1,786 | 2,358 | 2,508 | 2,543 | 2,546 | 2,546 |
| 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

② 夜間対応型訪問介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間の時間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問します。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。

【夜間対応型訪問介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③ 地域密着型通所介護

社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、住み慣れた地域のデイサービスセンターなどにおいて、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を提供します。

【地域密着型通所介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 121,214 | 137,583 | 154,211 | 173,122 | 183,383 | 193,343 |
| 回数(回) | 1,219.2 | 1,328.8 | 1,416.2 | 1,562.1 | 1,651.0 | 1,733.4 |
| 人数(人) | 87 | 92 | 90 | 98 | 103 | 107 |

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症である利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の介護負担軽減を図り、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を提供します。

【認知症対応型通所介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 2,130 | 3,365 | 8,139 | 10,639 | 10,653 | 10,653 |
| 回数(回) | 15.9 | 25.8 | 56.6 | 72.6 | 72.6 | 72.6 |
| 人数(人) | 2 | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 |

【介護予防認知症対応型通所介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

【小規模多機能型居宅介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 9,223 | 9,747 | 17,789 | 18,040 | 20,244 | 20,244 |
| 人数(人) | 3 | 3 | 8 | 8 | 9 | 9 |

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者が自立した日常生活を営むことができるように、複数の利用者がグループホームに入所して共同で生活し、家庭的な環境の中で食事・入浴・排泄などの介護、その他の日常生活の支援や機能訓練の提供を受けるサービスです。

【認知症対応型共同生活介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 24,854 | 28,059 | 29,251 | 29,664 | 33,043 | 33,043 |
| 人数(人) | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 |

【介護予防認知症対応型共同生活介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 251 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護度に応じた一定の自己負担で包括的な介護サービスを受けられる、入居定員 30 人未満の有料老人ホームにおいて、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員 30 人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 ※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑨看護小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせて、介護と看護の一体的なサービスを提供します。

【看護小規模多機能型居宅介護】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

7. 居宅介護支援サービス・介護予防支援サービス利用者の実績・推計

介護サービスの適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）、または介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成し、サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。

【居宅介護支援サービス】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 65,864 | 72,353 | 82,466 | 89,652 | 94,852 | 98,544 |
| 人数(人) | 355 | 378 | 427 | 457 | 482 | 500 |

【介護予防支援サービス】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み値です

| 区分 | 実績（第8期計画） | | | 推計（第9期計画） | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 給付費(千円) | 4,856 | 4,753 | 4,449 | 4,798 | 5,090 | 5,205 |
| 人数(人) | 87 | 84 | 79 | 84 | 89 | 91 |

8. サービスの総括表及び総給付費見込み

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは下表の通りとなります。

(単位：千円)

| 項目 | 見込み | 第9期推計 | | |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 介護給付 | | | | |
| (1)居宅サービス | 568,866 | 617,984 | 658,131 | 682,844 |
| (2)地域密着型サービス | 211,898 | 234,008 | 249,869 | 259,829 |
| (3)施設サービス | 487,851 | 521,916 | 606,643 | 674,414 |
| (4)居宅介護支援 | 82,466 | 89,652 | 94,852 | 98,544 |
| 介護給付 合計 | 1,351,080 | 1,463,560 | 1,609,495 | 1,715,631 |
| 予防給付 | | | | |
| (1)介護予防サービス | 27,423 | 29,358 | 30,712 | 31,461 |
| (2)地域密着型 介護予防サービス | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3)介護予防支援 | 4,449 | 4,798 | 5,090 | 5,205 |
| 予防給付 合計 | 31,872 | 34,156 | 35,802 | 36,666 |
| 総給付 | 1,382,952 | 1,497,716 | 1,645,297 | 1,752,297 |

9. 標準給付費見込み

標準給付費の見込みは、総給付費の見込み額と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の給付見込み額から算出します。

(単位：千円)

| 項目 | 第9期推計 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 総給付費(財政影響額調整後) | 1,497,716 | 1,645,297 | 1,752,297 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 37,829 | 39,647 | 40,788 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 34,816 | 36,496 | 37,546 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 4,907 | 5,136 | 5,284 |
| 算定対象審査支払手数料 | 1,135 | 1,188 | 1,222 |
| 標準給付費見込み額計 | 1,576,403 | 1,727,764 | 1,837,136 |

10. 地域支援事業費

① 地域支援事業について

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、支え合いのある地域づくりを推進する生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支える体制を構築するため、「地域支援事業」を実施します。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供します。

【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業】

地域包括支援センターの運営に関する事業と、介護保険事業の運営の安定化のため、介護給付等の費用の適正化を行う介護給付等適正化事業、介護を行う家族に対する支援を通じて、介護負担の軽減等を行う家族介護支援事業を実施します。

【包括的支援事業（社会保障充実分）】

地域の多様な関係者による検討の場を通じて、支援や支援体制の質の向上を図る地域ケア会議の開催、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な支援を行う在宅医療・介護連携推進事業、認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図る認知症総合支援事業、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を推進する生活支援体制整備事業を実施します。

② 地域支援事業費の見込み

計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込み額から算出します。

(単位：千円)

| 項目 | 見込み | 第9期推計 | | |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 介護予防・ 日常生活支援総合事業費 | 44,778 | 44,971 | 45,171 | 45,171 |
| 包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業費 | 28,883 | 28,883 | 28,883 | 28,883 |
| 包括的支援事業(社会保障充実 分) | 5,127 | 5,127 | 5,127 | 5,127 |
| 地域支援事業費 計 | 78,788 | 78,981 | 79,181 | 79,181 |

第3節 介護保険料について

1. 介護保険料基準額の算定

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の標準給付費見込額、地域支援事業費見込額を基に第1号被保険者負担割合に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込数で除して算出します。

(単位：千円)

| | |
|----------------------------|-----------|
| 標準給付費見込額 A | 1,713,768 |
| 地域支援事業費 B | 79,114 |
| →うち介護予防・日常生活支援総合事業費 B' | 45,104 |
| 第1号被保険者負担分 C = (A+B) × 23% | 412,363 |
| 調整交付金相当額 D = (A+B') × 5% | 87,944 |
| 調整交付金見込額等 E | 54,701 |
| 保険者機能強化推進交付金等 F | 2,000 |
| 保険料収納必要額 G = C + D - E - F | 443,605 |
| 保険料収納率 H | 98% |
| 保険料賦課総額 I = G ÷ H | 452,658 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 J | 7,019 |

保険料基準額（月額） = 保険料賦課総額（I）

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（J） ÷ 12 ≙ **5,400円**

2. 所得段階別の介護保険料

所得段階別の定額の保険料とは、被保険者の収入に応じてグループに区分し、その段階に応じて保険料率を設定するものです。本計画における各所得段階の基準所得金額及び保険料率は、国の設定した基準所得金額及び保険料率と同等のものとします。所得段階別介護保険料は、介護保険料基準額を基に、以下の13段階に設定します。

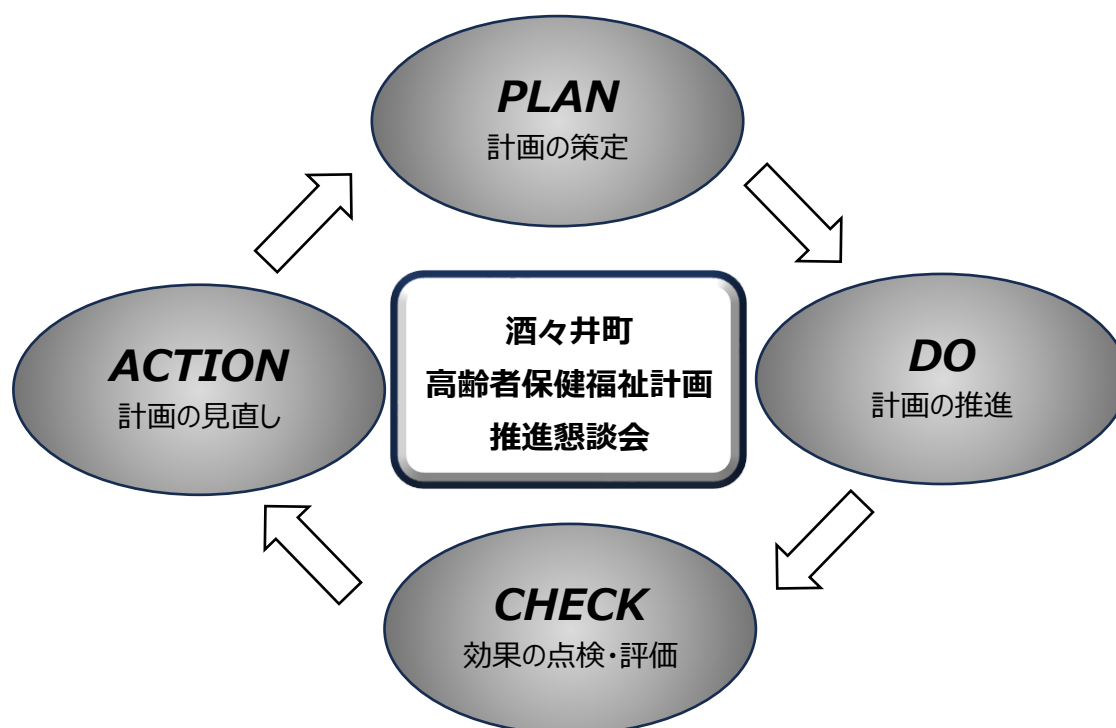
| 所得段階 | 所得等の条件 | 保険料率 | 保険料年額 |
|-------|--|---------------------------|-------------------------------------|
| 第1段階 | ・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額 ×0.455 (×0.285) | 29,500円 (18,500円) |
| 第2段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額 ×0.685 (×0.485) | 44,400円 (31,400円) |
| 第3段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人 | 基準額 ×0.69 (×0.685) | 44,700円 (44,400円) |
| 第4段階 | ・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額 ×0.9 | 58,300円 |
| 第5段階 | ・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人 | 基準額 | 64,800円 【月額5,400円】 |
| 第6段階 | ・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額 ×1.2 | 77,800円 |
| 第7段階 | ・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 基準額 ×1.3 | 84,200円 |
| 第8段階 | ・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 基準額 ×1.5 | 97,200円 |
| 第9段階 | ・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 基準額 ×1.7 | 110,200円 |
| 第10段階 | ・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 基準額 ×1.9 | 123,100円 |
| 第11段階 | ・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 基準額 ×2.1 | 136,100円 |
| 第12段階 | ・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 基準額 ×2.3 | 149,000円 |
| 第13段階 | ・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人 | 基準額 ×2.4 | 155,500円 |

※第1段階～第3段階は公費による負担軽減を実施し、()内の保険料率・保険料額となります。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の進行管理と評価

第9期計画は、町民、事業者や関係機関・団体、町、社会福祉協議会が協働で進める計画です。この計画を着実に効果的に推進するためにPDCAサイクルに基づいた計画の進行管理、及び点検を行います。具体的には、医療・福祉関係者及び学識経験者、議会関係者、住民代表を参加者とする「酒々井町高齢者保健福祉計画推進懇談会」において、介護保険サービスの提供事業者間の連携状況、企画財政課・総務課などの行政機関内での連携状況、各種サービスに対する住民の満足度、高齢福祉事業の達成状況等について点検・評価を行います。



第2節 関係機関等との連携

1. 保健・医療・福祉の連携

後期高齢者、85歳以上人口のピークをこれから迎えるにあたり、在宅医療と介護の連携のさらなる強化が課題となっています。地域の医療・介護の資源の把握、医療・介護が連携するうえでの課題整理を踏まえ、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制構築に向けた取組を進めます。また、本取組を有効に進めていくためには、地域の医療機関、介護事業者及び医療・介護に関係する各機関・事業者の理解・支援が欠かせないことから、これら関係者との連携強化に努めます。

2. 町の関係部・課の連携

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生きがいをもちながら健康的で豊かな暮らしを送るためには、防犯、交通安全、防災、就労機会の確保、医療体制の充実、生涯学習・地域活動への参加などを担当する幅広い関連部・課の連携が欠かせません。これらの関連部・課と横の連携をとりながら、本計画の事業を計画的・総合的に進めていきます。

3. 住民・地域関係団体との連携

様々な立場の住民が広く参画する環境を整え、住民との協働により地域の特性を活かした地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

そのため、本町の地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ、各種ボランティア団体、NPO等の各団体の活動を支援し、連携関係を築いていきます。

資料編

資料 1 計画策定経過

| 年 月 | 内 容 |
|-------------------------|---|
| 令和5年(2023年) 1月 | 「在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」実施 |
| 令和5年(2023年) 11月21日 | 令和5年度第1回酒々井町高齢者保健福祉計画推進懇談会開催 |
| 令和6年(2024年) 1月4日～17日 | パブリックコメント実施 |
| 令和6年(2024年) 1月31日 | 令和5年度第2回酒々井町高齢者保健福祉計画推進懇談会開催 |
| 令和6年(2024年) 2月 | 第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の原案策定 |
| 令和6年(2024年) 3月 | 介護保険条例の一部改正案（介護保険料の所得段階・保険料率及び適用期間）の町議会提出、審査、可決 |

資料 2 懇談会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 「酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(以下「計画」という。)の円滑で確実な実施及び見直しに関して、住民の意見を反映するため酒々井町高齢者保健福祉計画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、計画の進行管理及び点検に関する事項並びに計画の見直しに関する事項について意見を述べる。

(懇談会の参加者)

第 3 条 懇談会の参加者は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1)酒々井町議会教育民生常任委員会委員長

(2)酒々井町三師会代表

(3)酒々井町民生児童委員協議会会長

(4)酒々井水仙クラブ連合会会長

(5)老人福祉施設長

(6)酒々井町社会福祉協議会代表

(7)酒々井町健康推進員協議会会長

(8)酒々井町ボランティア協議会会長

(9)介護保険被保険者

(10)その他町長が特に必要と認めた者

2 懇談会に座長を置く。

3 座長は、参加者の互選により定める。

(会議)

第 4 条 懇談会は、必要に応じ町長が招集し、座長が会議の議長となる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 14 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 8 日から施行する。

資料3 懇談会参加者名簿

(敬称略)

| 氏名 | 備考 |
|-------|-----------------|
| 大石法子 | 町議会教育民生常任委員会委員長 |
| 松浦龍 | 医師（町三師会医師部会） |
| 大西真典 | 民生児童委員協議会会長 |
| 渡邊孝 | 水仙クラブ連合会会長 |
| 安嶋雅之 | 老人福祉施設長 |
| 斉藤廣 | 社会福祉協議会代表 |
| 寺本恵美 | 健康推進員協議会会長 |
| 御園生浩士 | ボランティア協議会会長 |
| 松丸育子 | 介護保険被保険者代表 |
| 室谷淑子 | 介護保険被保険者代表 |

酒々井町第9期高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画

令和6年3月

発行 酒々井町健康福祉課
〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-1-1
電話 043-496-1171 (代表)
FAX 043-496-4541

